

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 25 年 7 月 16 日 (火) 号外第 83 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 監査公告	監査結果に基づき知事が講じた措置の公表 (2 件) (3・4) 2
	包括外部監査の結果に基づき知事が講じた措置の公表 (5) 17

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成24年 2 月10日付鳥取県監査委員公告第 1 号で公表した平成23年度行政監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成25年 7 月16日

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 湯 口 夏 史
鳥取県監査委員 浜 田 妙 子
鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

監 査 意 見	講じた措置
<p>1 指定管理者の選定手続</p> <p>(2) 指定管理者の審査基準について</p> <p>各施設とも、必要な事項を記載した審査基準を定めていた。</p> <p>なお、公募の場合では応募者が見積もった「県の委託料額の多寡」を審査基準の項目の1つとしており、その配点は、10/110～20/100となっていた。</p> <p>管理経費の節減は、指定管理者制度の目的の1つとされており、見積額は重要な審査項目であるが、審査基準の配点については、施設によってまちまちである。配点の設定について、合理的な説明ができるよう留意されたい。</p>	<p>審査基準の1項目として、「管理の業務に係る経費の効率化が図られるものであること」を盛り込んでいるが、当該項目の配点は、施設ごとの特殊性を勘案して各審査委員会で決定することとしている。</p> <p>審査委員会での議論をしっかりと行い、配点について県民に対して合理的な説明ができるように努めるよう、審査委員会の設置等が始まる平成25年度当初に、所管課に周知徹底し、併せて施設類型別の現配点設定状況を参考に送付した。</p>
<p>2 管理に関する事務手続</p> <p>全ての施設について、手続条例に基づき必要事項を定めた協定書を作成しており、問題とすべき点はなかった。</p> <p>しかし、一部の施設については、清掃業務等の再委託について、事前承認を要し、さらに、委託後に状況報告、年度終了後にも事業報告を求めるなど、不必要と思われる事務手続を定めている事例があった。</p> <p>また、小規模施設であるライフル射撃場では、利用者は、実態として県ライフル射撃協会の会員に限定されているにもかかわらず、大規模な集客施設と同様の事務処理を求めるなど、不必要と思われる事務手続を定めた協定書となっていた。</p> <p>事務の効率化の観点から、協定書に不必要と思われる事務手続を定めているものはないか再度点検し、</p>	<p>指定管理者及び所管課の意見を踏まえて、次期指定管理期間から、業務の再委託について事前承認方式から実績報告に基づく事後点検方式に改め、簡素化した。</p> <p>また、平成25年度当初の標準協定書の改正の際に、施設ごとに協定書の内容を再確認した上で、不必要な手続があれば協議して見直すよう、所管課に周知した。</p> <p>なお、ライフル射撃場についても、次期指定管理期間から、不必要な事務手続を求めることのないよう、協定書の内容を見直すこととしている。</p>

<p>省略が可能なものは簡素化するなど実態に応じた事務手続に改善されたい。</p>							
<p>3 施設の管理運営状況</p> <p>(1) 施設の利用状況について</p> <p>利用者数の状況について、指定管理者制度の導入前と比較して利用者数が増加し、指定管理者制度導入の効果が見られる施設もあるが、一方、利用者数が減少している施設があった。</p> <p>利用者数の大幅な増減等があった施設</p> <table border="1" data-bbox="279 555 778 840"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増加施設</td> <td>夢みなとタワー、みなとさかい交流館、生涯学習センター、倉吉体育文化会館、武道館</td> </tr> <tr> <td>減少施設</td> <td>人権ひろば21、倉吉未来中心、東郷湖羽合臨海公園（引地地区：燕趙園とその周辺）</td> </tr> </tbody> </table> <p>指定管理者制度の導入前と比較して、利用者数が大幅に減少している施設については、指定管理者と原因分析を行い、利用促進策を検討された。</p>	区分	施設名	増加施設	夢みなとタワー、みなとさかい交流館、生涯学習センター、倉吉体育文化会館、武道館	減少施設	人権ひろば21、倉吉未来中心、東郷湖羽合臨海公園（引地地区：燕趙園とその周辺）	<p>人権ひろば21について</p> <p>利用者数減少の原因として、平成24年3月に実施した外部有識者からの意見聴取において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における人権教育主任の役割の変化（校内での業務が中心になってきている） ・学校図書館の充実等による学校関係者の利用の減少 ・PTAの研修テーマの変化（個別の人権問題から学校不適応など喫緊の問題への移行） ・人権ライブラリーに配架している図書は専門性が高く利用しにくいこと <p>等の意見が出された。</p> <p>指定管理者である公益社団法人鳥取県人権文化センターでは、小中学校への利用案内の送付、メールマガジンによる情報発信、小学生を対象とした交流スペースでの学習会の開催、人権関連イベントにおける図書の展示・貸出等の平成23年度から始めた利用促進策に加え、監査意見を受けて平成24年度から新たに、ブログを利用したイベント情報等の積極的な情報発信、県教育委員会発行の「とっとり夢ひろば」を活用した情報発信を行うとともに、人権ライブラリーの利用促進のため特集コーナーの設置並びに貸出数及び貸出期間の制限の緩和等も併せて実施しており、平成23年度と比べて利用者数は伸びている。</p> <p>倉吉未来中心について</p> <p>利用者数は、個々の催事、会議等の規模及び内容に大きく左右されるが、近年、人口、交通の便及び過去の実績から、大規模な催事が、米子で多く開催されていることも減少の一因として挙げられる。</p> <p>こうした状況の中、指定管理者である公益財団法人鳥取県文化振興財団では、過去の利用者へのダイレクトメールによる利用案内、公益財団法人とっとりコンベンションビューローと連携した全国規模の大会等の誘致活動を行うほか、アトリウムを会場としたミニコンサート及び展覧会の開催並びにコンサート等の各種公演と連動して開催する出演者を講師に招いたプレイベント等を引き続き実施するとともに、館長自らが県外のイベント興行主を直接訪問して営業活動を行うなど、さらなる利用促進に努めている。</p> <p>なお、平成23年度実績では、利用者数は前年度比約1万人の増となった。</p>
区分	施設名						
増加施設	夢みなとタワー、みなとさかい交流館、生涯学習センター、倉吉体育文化会館、武道館						
減少施設	人権ひろば21、倉吉未来中心、東郷湖羽合臨海公園（引地地区：燕趙園とその周辺）						

	<p>東郷湖羽合臨海公園（引地地区：燕趙園とその周辺）について</p> <p>開園以来ほぼ一貫して入園者数が減少傾向であることについては、庭園展示のみでリピーターがあまり期待できないこと、三朝温泉等中部の温泉地の集客力減少に伴い温泉地からの誘客が減少していること、山陰道の漸次開通に伴い、東西交通の通過地点になってしまっていること等が原因ではないかと推測される。</p> <p>そのため、施設だけでは入園者数を増やす取組にも限界があることから、引き続き、三朝温泉及びはわい・東郷温泉との連携（ルンルンバスの運行、入園割引券の発行等）による相互の観光客の誘導及び鳥取県中部ふるさと広域連合、鳥取県観光連盟等と連携した観光客誘致活動を実施するとともに、中国庭園の雰囲気を活かした中華コスプレ大会開催等のイベントを通じた情報発信も実施することとしている。</p> <p>また、隣接する飲食・物販施設の「道の駅」と一体的に情報発信・誘客促進を行い、道の駅利用者の誘引を図っているところである。</p> <p>さらに、県中部全域で取り組まれているウォーキングリゾートとっとりにおいて、中核となる東郷湖周回コースの環境整備を図るとともに、SUN-IN未来ウォークのコースに燕趙園を組み込む等広域的な観光振興策と連携した入園者増のための対策を行っている。</p> <p>なお、大規模催事との連携による集客の取組として、平成24年度に国際マンガ博のイベントとして第5回中華コスプレアジア大会等を開催したところであり、平成25年には全国都市緑化とっとりフェアのサテライト会場となっていることから、共通入場券の販売、フェアと連携した旅行商品の提案等を行っていくこととしている。</p>
<p>(2) 施設の経費節減の取組及び経営収支について</p> <p>ほとんどの施設で光熱水費の節減や清掃業務等の委託契約を単年度契約から複数年契約にするなど経費の節減が図られたことにより、経営収支については、おおむね安定していた。</p> <p>しかし、東郷湖羽合臨海公園（引地地区：燕趙園とその周辺）については、入園者の大幅な減少による収入減のため赤字となっている。</p> <p>東郷湖羽合臨海公園（引地地区：燕趙園とその周辺）については、入園者の減少が続いているため、集客対策等に併せ、運営の維持、安定を図るための抜本的な対策を検討されたい。</p>	<p>赤字の原因は入園者の減少に因るほか、第2期（平成21～25年度）の指定管理料が入園者の減少傾向という実態を反映していなかったことも挙げられる。</p> <p>このため、次期指定管理期間においては、園内の清掃委託の削減など、施設管理体制の見直しによる経費の洗い直しを行うとともに、入園者の実態を反映させた指定管理料とすることとした。</p> <p>また、園内売店は、売店収入の減少等の理由から平成24年度に廃止した。</p> <p>なお、施設の無料化は、旅行代理店にとってツアー商品の対象とならず、入園者数の半分近くを占める団</p>

	<p>体旅行客が減少するおそれがあることから、有料施設として引き続き指定管理者制度による施設運営を行うこととした。</p> <p>今後、県中部の温泉地との連携、中国庭園の雰囲気を活かした中華コスプレ大会等イベントを通じた情報発信等を引き続き実施するとともに、隣接する「道の駅」と一体となった情報発信・誘客促進、SUN-IN 未来ウォークのコースに燕趙園を組み込む等の広域的な観光振興策との連携及び平成25年の全国都市緑化とっとりフェアとの共通入場券の販売、同フェアとセットになった旅行商品の提案等の大型催事との連携により、入園者の確保に努め、運営の維持・安定を図ることとしている。</p>
<p>(3) 施設の安全管理について</p> <p>大部分の施設ではおおむね適正な安全管理が図られていた。しかし、境港水産物地方卸売市場では、みさき会館について消防法に規定されている消防計画が未策定で、避難訓練等も実施していなかった。</p> <p>境港水産物地方卸売市場については、安全管理に向けた取組を確認し、必要な措置を講じるなど安全管理を徹底されたい。</p>	<p>平成22年3月に、指定管理者である境港水産物市場管理株式会社が所轄の境港消防署から消防計画の変更を届け出るよう指導され、作成しなければならないとの認識はあったものの、担当者が作成を怠っていたこと及び所管課においても消防署から指導があったことを把握していなかったことが原因である。</p> <p>平成24年7月に、みさき会館の消防計画を作成し境港消防署に提出するとともに、消防訓練を平成24年8月に実施した。</p> <p>再発防止のため、指定管理者においては、消防計画に変更が生じた際には速やかに届け出ること及び消防計画に基づいて定期的に消防訓練を実施することを徹底することとし、所管課においては、消防計画に記載された計画内容を遅滞なく実施するよう促すなど、今後も施設の安全管理に必要な措置を講じ、安全管理を徹底する。</p>
<p>4 施設の維持・修繕</p> <p>(1) 修繕の責任分担について</p> <p>施設等の修繕に係る県と指定管理者の責任分担について、大多数の施設で協定書により大規模修繕は設置者である県の負担、小規模修繕は指定管理者の負担により行うこととしている。</p> <p>多くは県で小規模修繕の支出科目の上限となる50万円を基準とし、天神川流域下水道では、工事又は製造の請負の随意契約ができる上限の250万円を基準としている。</p> <p>一部の施設では、上記の基準によれば県が行うべきと思われる修繕について、迅速な対応が必要等の理由から協定書に定める基準を超えて指定管理者が行ったものがあった。</p> <p>また、修繕の責任分担について、指定管理者か</p>	<p>個々の施設の実態及び指定管理者の意見を参考にし、次期指定管理期間の指定管理者の選定に当たり、施設の経過年数等に応じて指定管理者が行う修繕費の上限金額の見直しを行うこととした。</p> <p>その結果、設置からおおむね10年を経過した施設については、発注1件当たり250万円未満（天神川流域下水道は金額の上限を設けない。）の修繕を指定管理者が行うこととし、次期指定管理から委託料に反映させることとした。</p>

<p>ら次のような意見があった。</p> <p>ア 修繕の責任分担の判断基準は金額ではなく、修繕の内容により分けてほしい。</p> <p>イ 突発的に生じた修繕に、迅速に対応してほしい。</p> <p>ウ 指定管理者が執行可能な予備費的管理費を委託料に計上してほしい。</p> <p>一定の金額を基準として、県と指定管理者の責任分担を定める方法は、1つの妥当な方法と考えられるが、必要な修繕を迅速に行えるよう、指定管理者の意見を聴きながら、実態に応じた対応を検討されたい。</p>					
<p>(2) 施設及び設備の計画的な修繕について</p> <p>施設の機能保全や長寿命化を図るため、33施設中5施設で長期修繕計画を策定していた。</p> <p>なお、知事部局の県有施設の保安全管理や点検業務等を所管している営繕課では、指定管理施設を含めた施設の「県有施設中長期保全計画」の基本方針を平成23年度中に策定し、平成24年及び25年に各施設の中長期保全計画の策定を予定しているが、教育委員会所管の施設では中長期計画の策定予定はない。</p> <p>教育委員会所管の施設については、施設の安定的な運営や長寿命化を図る観点から、中長期の修繕計画を策定するなど、計画的な施設保全を検討されたい。</p>	<p>教育委員会所管の施設（指定管理施設を含む）について、建物等の現状、将来必要となる概算経費及び今後の方向性と取組等をまとめた「鳥取県教育委員会施設保全計画」を平成25年3月に策定した。</p> <p>今後、各施設の中長期保全計画作成の基本方針となる、作成対象や手法等を詳細に示した「鳥取県教育委員会中長期保全計画作成指針（仮称）」を平成25年度末までに策定し、この中で対象とした施設について、平成27年度末までに施設ごとの中長期保全計画の策定を予定しており、これに基づき計画的な施設保全を実施していく。</p>				
<p>5 県との協力・分担体制</p> <p>多くの施設では、県との協力・分担体制がとれていたが、一部の施設では、施設の現状の把握が不十分で、指定管理者に任せきりにしている状況も見受けられた。</p> <p>施設の現状把握ができていない事例</p> <table border="1" data-bbox="245 1496 778 1908"> <thead> <tr> <th data-bbox="245 1496 400 1581">施設名 (所管課)</th> <th data-bbox="400 1496 778 1581">事 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="245 1581 400 1908">鳥取砂丘こどもの国 (子育て応援課)</td> <td data-bbox="400 1581 778 1908"> 監査の際に確認するまで、次のような事実を認識していなかった。 ・県が行うべき修繕を指定管理者が行っていた。 ・児童厚生施設にふさわしくないとしているアルコールが販売されていた。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>各施設の所管課は、設置者としての認識のもとに、常に施設の運営状況を把握するとともに、指定管理者と定期的な情報交換を行うなど、公の施設が設置目的</p>	施設名 (所管課)	事 例	鳥取砂丘こどもの国 (子育て応援課)	監査の際に確認するまで、次のような事実を認識していなかった。 ・県が行うべき修繕を指定管理者が行っていた。 ・児童厚生施設にふさわしくないとしているアルコールが販売されていた。	<p>各施設の所管課では、指定管理者が毎年提出する点検評価をとりネットで公表するとともに、所管課による実地調査及び随時開催する意見交換会等によって、運営状況の把握及び情報交換に努めているところである。</p> <p>鳥取砂丘こどもの国について</p> <p>県が行うべき修繕を指定管理者が行っていたことを認識していなかったことについては、営繕工事、備品整備等の要望時等の様々な機会を通じて意見交換を行い、状況を把握することにより、県が行うべきと思われる修繕案件については、迅速に対応することとした。</p> <p>また、協定書では、自動販売機でのアルコール販売を禁止しているが、レストランでの販売については、対面販売により未成年者への販売を防ぐことができるため、販売を禁止するまでの必要はないものと判断している。</p>
施設名 (所管課)	事 例				
鳥取砂丘こどもの国 (子育て応援課)	監査の際に確認するまで、次のような事実を認識していなかった。 ・県が行うべき修繕を指定管理者が行っていた。 ・児童厚生施設にふさわしくないとしているアルコールが販売されていた。				

<p>どおりの機能を発揮できるよう対応されたい。</p>	<p>なお、レストランでのアルコール類の販売について事業計画書に記載されていなかったため把握していなかったことから、平成24年度事業計画書から明記させることとした。</p>
<p>6 施設の設置目的をより効果的に達成するために検討すべき事項</p> <p>(1) 指定管理者の努力に対するインセンティブについて</p> <p>利用料金を設定している施設では、指定管理者が収受した利用料金は指定管理者の収入となり、利用者が増加するほど指定管理者の収入が増えることにより、利用者増加のインセンティブが働く仕組みとなっている。</p> <p>一方、利用料金の設定がない施設では、委託料から支出額を差し引いた残額が指定管理者の収入となるため、利用者が増加しても指定管理者の収入増につながらず、利用者増のインセンティブが働かない状況となっている。</p> <p>指定管理者制度を効果的に運用するためには、指定管理者のやる気を向上させるインセンティブの付与は重要であるが、多くの指定管理者から、安定的な運営の観点で次のような意見があった。</p> <p>ア 指定期間の制約があるため、職員の採用や人材の育成への対応が困難な状況がある。</p> <p>イ 良好な運営を行った場合、次期の委託について有利になるような仕組みにして欲しい。</p> <p>指定管理者制度を効果的に運用する観点から、指名指定による良好な運営を行った指定管理者には、再び指名する仕組みや、公募による指定の場合に良好な運営を行った指定管理者には、次期指定の審査に当たりメリットを付与するなど、指定管理者にサービス向上のインセンティブが働くような仕組みを検討されたい。</p>	<p>指名指定による施設については、施設に係る社会的環境が変わることなく、指名団体の経営努力のもとに管理運営が誠実に履行されている限り、原則として引き続き指名指定するよう運用しているところである。</p> <p>監査意見を受けて、前期指定管理期間の管理実績を評価項目に追加（実績に応じて加点・減点（加点の反映は次々期から））し、指名指定施設においては前期指定管理期間の管理実績の評価に基づき、運営が適切に行われていると判断される場合には指名指定を継続するよう、平成25年度当初に標準募集要項及び標準協定書を改正した。</p> <p>なお、収入実績が前期指定管理時の収入予定価格を上回った場合、これまで、その2分の1を指定管理者へ還元することとしていたが、次期指定管理期間からは全額還元することとした。</p> <p>さらに、指名指定の場合、指定管理委託料の剰余金全額を県に返還後、真に経営努力により削減したといえる経費の2分の1については翌年度に補助金として交付できることとしていたが、次期指定管理期間からは、その割合を3分の2とした。</p>
<p>(2) 管理運営の評価・検証について</p> <p>事業年度終了に伴う事業報告書の提出後、速やかに行うべき点検及び評価を行っていない、又は遅延した機関が多数あった。</p> <p>さらに、外部評価については、指定期間中1度は実施することとなっているが、平成23年度時点ではほとんど実施していない。</p> <p>なお、全ての施設で利用者数などの具体的な目標（値）を定めておらず、施設の特性、指定管理者への委託業務の内容に応じて、施設個別に点検すべき項目を設定していないものがあった。</p> <p>毎年度行う点検及び評価については、次期事業</p>	<p>指定管理施設を適正に管理するため、事業年度終了後の点検・評価の実施及び指定管理期間中1回以上の外部評価の実施について、所管課への指導を徹底した。</p> <p>なお、この結果、平成23年度は全ての施設で点検・評価を実施し、その結果をホームページで公表しており、外部評価については、平成25年3月末現在、平成23年度以降に指定管理となった施設を除く30件中23件が実施済みであり、残りの7件は平成25年度の次期指定管理者選定までに実施予定である。</p> <p>目標設定については、毎年度の利用者数の見込み及</p>

<p>計画に反映するよう、速やかに実施されたい。</p> <p>また、県は指定管理者に対してどのような成果を期待するのか目標（値）を定めることを検討されたい。</p>	<p>び収支計画等を記載した事業計画を県が審査し、必要な指示をすることとしており、これにより県の意向を反映できるものとしている。</p> <p>なお、施設個別に点検すべき項目は、施設の特性等に応じて設定するものであり、今後も同様に扱うこととしている。</p>
<p>(3) 将来の安定的な運営の確保について</p> <p>ア 人材の確保</p> <p>平成21年度からは、人材確保・育成や雇用の安定への配慮から指定期間を3年から5年に見直したところであるが、指定管理者の中には、将来の委託料の減額や指名指定の継続に不安を抱き、長期的な人材養成に支障があると感じたり、正職員等の採用に踏み切れない団体があった。</p> <p>公の施設のサービスの向上を図るためには、管理及び運営に携わる職員のスキルの向上が不可欠である。そのためには、長期的な視点に立ち、雇用の安定を図るとともに、研修などを通じた人材の育成を図ることが重要であり、その趣旨からも前述6(1)の監査意見に留意されたい。</p> <p>イ 委託料の設定</p> <p>県の指定管理における委託料の限度額である債務負担行為額の設定において、大部分の施設では、人件費について民間平均給与を基に、その他の経費は実績等を基に必要額を算出していた。</p> <p>ただし、天神川流域下水道では、人件費について、民間平均給与を下回って算出していた。</p> <p>また、指定管理者から、委託料の設定について次のような意見があった。</p> <p>(ア) 指定管理者が努力して経費を節減しても、次期更新した際の委託料では、その節減に応じて下げられるのではないかと危惧している。</p> <p>(イ) 経費削減が次期の委託料に反映され、節減意欲の減退に繋がりにかぬないため、「標準管理経費」の設定を検討すべき。</p> <p>次期指定に向けた委託料の限度額の設定に当たって、次の点に留意されたい。</p> <p>○人件費について、民間平均給与より減額して算出された施設があったことから、過度の抑制をせず、指定管理者の職員の意欲喚起につながるよう適正に算出されたい。</p> <p>○人件費以外の経費について、合理的に算出した</p>	<p>アについて</p> <p>指定管理者における雇用の安定の観点も含め、前期指定管理期間の管理実績を評価項目に追加（実績に応じて加点・減点（加点の反映は次々期から））し、指名指定施設においては前期指定管理期間の管理実績の評価に基づき、運営が適切に行われていると判断される場合には指名指定を継続することとした。</p> <p>また、人材育成への支援として、県職員人材開発センター所有の教材の無償貸出、県庁内部講師の派遣、研修会場の提供など、指定管理者と協議しながら支援を実施することとしている。</p> <p>イについて</p> <p>次期指定管理期間の指定管理委託料の積算に当たっては、経費削減努力が単純に委託料の減額とならないよう、①人件費については、従来どおり各施設の規模、業務内容に応じ、必要な組織体制を想定して職階ごとに民間平均給与を当てはめて算出した額とし、②人件費以外の経費については、公募施設は原則として前回予定価格をベースに前回の算定時からの消費者物価指数の変動をもとに算定するよう見直し、指名指定施設は従前どおり実績平均額とするが、経営努力により削減した経費相当額を翌年度に補助金として交付することとしており、その交付率を2分の1から3分の2に改めることとした。</p> <p>なお、今期指定管理委託料の人件費について民間平均給与を下回って算出していた天神川流域下水道においても、他の施設と同様に民間平均給与を当てはめて算出している。</p>

<p>標準管理費の設定を検討する等、経費削減に努力した結果が次期委託料の単純な減額に繋がらないよう配慮されたい。</p>									
<p>7 施設の設置目的に沿った運営</p> <p>大部分の施設において、設置目的を念頭においた運営が行われていたが、次のように設置目的が事業に十分反映されていない施設や設置目的の見直しが必要な施設があった。</p> <p>○設置目的が事業に十分反映されていない施設については、設置目的に沿った施設の運営となるよう努められたい。</p> <p><鳥取砂丘こどもの国></p> <table border="1" data-bbox="209 719 751 1048"> <thead> <tr> <th>設置目的</th> <th>現状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もって児童の健全な育成に資する。</td> <td>指定管理者の性格上、集客人員の増加を重視するあまり、イベントショー等による集客を優先して、自然とのふれあいの視点が薄れている。</td> </tr> </tbody> </table> <p><生涯学習センター></p> <table border="1" data-bbox="209 1294 751 1624"> <thead> <tr> <th>設置目的</th> <th>現状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生涯学習の振興に資する。</td> <td>カルチャースクール等の貸し館業務が主になっており、県民の生涯学習の振興の拠点としての役割を果たしているようには見受けられない。</td> </tr> </tbody> </table>	設置目的	現状	自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もって児童の健全な育成に資する。	指定管理者の性格上、集客人員の増加を重視するあまり、イベントショー等による集客を優先して、自然とのふれあいの視点が薄れている。	設置目的	現状	生涯学習の振興に資する。	カルチャースクール等の貸し館業務が主になっており、県民の生涯学習の振興の拠点としての役割を果たしているようには見受けられない。	<p>鳥取砂丘こどもの国について</p> <p>子ども達が自然や家族とのふれあいの中で、ともに遊び、また家族で憩い楽しめる場及び様々な体験活動と遊びを通して、豊かな想像力や情操豊かな人間性を育む場を提供するとの考え方のもとに、様々な工作体験、親子ふれあいイベント、自然観察会、野外体験等を実施しており、イベントショー目当ての来場者も、併せて園内で遊びや体験活動を楽しむ場合がほとんどである。</p> <p>今後も、職員のスキルアップを図り、来場者に自然とふれあうことのできる魅力あるイベント等の企画・実施に努めるとともに、各種イベントをバランスよく開催するようにしていきたい。</p> <p>生涯学習センターについて</p> <p>現在、指定管理者である公益財団法人鳥取県教育文化財団には、施設利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務のみを委託しており、指定管理者は、生涯学習団体に対する会場の提供等のほか、施設を活用した公開講座等の開催及び生涯学習相談員による学習相談等を実施してきたところである。</p> <p>監査意見を受け、指定管理者においては、平成24年度から生涯学習事業の企画立案のできる者を生涯学習指導員として1名採用し、全県的な生涯学習の振興の拠点となるべく体制の強化を図るとともに、中部及び西部においても公開講座を開催した。</p> <p>今後も、指定管理者と連携して施設の設置目的である生涯学習の振興に沿った運営に努めるとともに、次期指定管理期間から、生涯学習の拠点施設となるよう、指定管理者において生涯学習情報の提供、県民カレッジ主催講座の実施等の学習機会の提供の役割を担うこととしている。</p>
設置目的	現状								
自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もって児童の健全な育成に資する。	指定管理者の性格上、集客人員の増加を重視するあまり、イベントショー等による集客を優先して、自然とのふれあいの視点が薄れている。								
設置目的	現状								
生涯学習の振興に資する。	カルチャースクール等の貸し館業務が主になっており、県民の生涯学習の振興の拠点としての役割を果たしているようには見受けられない。								
<p>○設置目的の見直しが必要な施設については、設置目</p>									

的を再度検討されたい。

<夢みなとタワー>

設置目的	現状
本県及び環日本海諸国を中心とする国内外の自然、歴史、文化等の紹介並びに物産の展示及び宣伝を行い、もって本県の観光の振興に資する。	必ずしも環日本海地域にこだわることなく、幅広い交流や地域活性化の拠点としての役割が大きくなっている。設置目的と内容が乖離しつつある。

<氷ノ山自然ふれあい館>

設置目的	現状
国立公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にすることを心がける。	自然を紹介する立体展示や自然体験教室を中心とした運営が行われているが、自然体験活動のセンター的機能や、周辺の施設と連携した展開等も期待される。

夢みなとタワーについて

近年、「魔法の美術館」や「おもしろ動物地球館」など観光客の利用増につながる事業を増やす一方で、設置目的に沿った物産観光センター（みなとまち商店街）の運営並びに環日本海諸国を紹介した展示、北東アジア交流まつり等のイベント及び民族衣装無料試着等を実施するとともに、外国観光客に対する展示室・展望室入館料を減免することにより、韓国をはじめとする環日本海諸国からの観光客が年間約 4 千人超訪れるなど、本県の環日本海交流及び観光振興に寄与している。

併せて、貿易支援機関及び貿易関係企業も入居し、県内企業への貿易支援等の活動拠点としての役割も継続的に果たしている。

また、平成24年9月にみなとまち商店街の中に韓国江原道アンテナショップが開設され、さらに施設隣接地で国際貨客船ターミナル整備が計画されていることから、今後一層、環日本海交流及び観光振興の拠点としての期待が高まるものと期待される。

これらの取組は、設置目的を実践するものであることから、設置目的の見直しは行わない。

氷ノ山自然ふれあい館について

氷ノ山は、氷ノ山後山那岐山国立公園の中心をなし、四季折々の変化に富んだ美しい自然を有し海外でも「緑豊かな山」と評されており、鳥取県側だけでなく兵庫県側では最高峰として振興に取り組みされていることを視野に入れると、関西エリアの中でそのポテンシャルが発揮できるものとする。

氷ノ山自然ふれあい館は、この氷ノ山地域の核となる施設として、氷ノ山を巡る自然体験活動の中心となるよう、従来主に低学年層を対象とした自然体験教室をあらゆる年齢層のニーズに応えるものとするとともに、氷ノ山登山道の整備に併せて新たに環境登山プログラム等の造成・提供に努めることとしている。

また、氷ノ山の情報発信拠点施設（ビジターセンター）として、固定展示を撤去して、自然情報を提供するコーナーを設置するとともに、多目的スペース及び創作体験スペースを拡充することとし、平成25年度に設計、平成26年度に工事を行い、平成27年春のリニューアルオープンを予定している。

さらに、平成25年度には、「とっとりグリーンウェイ」の一環として、当該施設を含む氷ノ山周辺の地

	<p>域・施設が連携して「氷ノ山グリーンエコリゾート推進協議会」を設置し、エコツーリズム・スポーツツーリズムを主軸に、地域資源を活かした通年型観光の拠点として、氷ノ山ならではの誘客の新しいアイデア・施策の検討及び具体的な商品造成に取り組むこととしている。</p> <p>これらの取組は、設置目的を实践するものであることから、設置目的の見直しは行わない。</p>
<p>8 個別課題</p> <p>(1) 鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園、皆生尚寿苑</p> <p>ア 移管を前提としている施設について</p> <p>指定管理者制度の導入時に「入居者の処遇の安定性を図るため、厚生事業団への移管を前提に、その条件が整うまで当面当該団体が管理することが適当」として、指名指定により運営されてきた。</p> <p>については、起債の償還が完了するなどの条件が整い次第、早期に移管することを検討されたい。</p>	<p>皆生尚寿苑は、起債償還が平成23年度に完了しており、今期の指定管理期間が平成25年度までであることから、平成26年度から社会福祉法人鳥取県厚生事業団に移管を前提に調整を進める。</p> <p>鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園は、次回の指定管理期間が平成26年度から平成30年度までであり、起債償還の完了年度が平成29年度であることから、平成31年度から移管することを目途に、鳥取県厚生事業団と調整を進める。</p>
<p>(2) 天神川流域下水道</p> <p>ア 施設の維持修繕の責任分担について</p> <p>天神川流域下水道における施設・設備の修繕について、鳥取県天神川流域下水道公社（以下「公社」という。）の責任分担は250万円を限度とし、それ以上の修繕は県が行っているが、これでは経済性、迅速性及び効率性に欠けるとして公社が修繕の限度額の見直しを求めている。</p> <p>県が修繕を発注するためには、まず公社が県の担当課（水・大気環境課）に修繕の内容と必要性を説明した上で、県の予算を確保し、執行に当たっては、担当課が修繕を発注する県機関に内容を説明し、発注を依頼することとなる。</p> <p>公社としては、下水道設備関係については公社の方が専門性が高く、指定管理者制度の導入以前は上限なく自らが発注していたことから、手間と時間をかけて県が発注するより自ら発注した方が迅速で効率的だと考えている。</p> <p>については、単純に金額で責任分担するのではなく、例えば、下水道関係設備については、原則公社が行う等修繕内容によって分担するなどの現実に即した方法を検討されたい。</p>	<p>次期指定管理期間から、金額の上限を設けることなく、指定管理者が施設・設備の修繕全てを実施することとした。</p>
<p>(3) 農村総合研修所</p> <p>ア 設置目的について</p> <p>農村総合研修所の施設の設置目的は「農村指</p>	<p>アについて</p> <p>指定管理者である鳥取県農業協同組合中央会から農</p>

<p>導者等の研修のための利用に供し、農業の振興に資する」となっているが、県中部に位置する宿泊機能を有する研修施設であり、農業関係者の利用にとどまることなく、広く有効活用を検討されたい。</p> <p>イ 施設の改修等について</p> <p>研修施設のトイレは車いす対応となっているが、宿泊施設は風呂、トイレ等について未対応である。</p> <p>また、当施設は公共交通機関の利用が不便なため、利用者の交通手段は自動車为主であるが、施設の利用可能定員が最大で268名、1室でも80名の定員に対して、駐車可能台数は約20台と少ない状況である。</p> <p>については、県民が利用しやすいよう、障がいのある方への対応を図るとともに、駐車場の確保等を検討されたい。</p>	<p>業関係者以外の団体等にも施設利用をピーアールした結果、小売業者による社員研修での利用があった。</p> <p>今後も、公民館等へ利用案内のチラシを配布し、利用促進を行っていく。</p> <p>イについて</p> <p>平成25年度に、宿泊棟に障がい者用トイレを新設し、宿泊棟玄関には移動式の簡易スロープを導入する。</p> <p>また、風呂を車いす利用者対応にするための改修は大規模改修が必要となることから、当面、指定管理者から研修主催者に対して、受け入れ可能な三朝温泉の施設をあっせんし、利用してもらうこととしている。</p> <p>さらに、駐車場については、敷地内に最大限駐車できるよう職員が誘導しているところであるが、臨時に必要とされる場合は、指定管理者が利用可能な場所を確保することとしている。</p>
<p>(4) 生涯学習センター</p> <p>ア 設置目的等について</p> <p>生涯学習センターの施設の設置目的は「県民の生涯学習の振興に資する」とあり、制度導入以前は、当施設に県の機関である「生涯学習センター」が設置され、県民の生涯学習の振興に係る業務を行っており、当施設は設置目的どおり運営されていた。</p> <p>制度導入後は、施設の機能は公募により指定管理者となった鳥取県教育文化財団が担っているが、貸し館業務を専らとしており、施設の設置目的どおり運営できる体制となっておらず、専門性も不十分である。</p> <p>については、「県民の生涯学習の振興」は誰がどう担うこととするのか役割分担を明確にするとともに、施設の設置目的どおりの機能を十分に発揮できるよう鳥取県教育文化財団の今後のあり方も含め検討されたい。</p>	<p>県民の生涯学習の振興については、県が生涯学習の振興のための総合的な施策の推進、市町村・関係団体等との連携、課題把握、調査・研究及び人材育成を担い、生涯学習センターは、従来の施設利用を通じた生涯学習の普及振興に加えて、県内の生涯学習情報の提供及び県民カレッジ主催講座「未来をひらく鳥取学」の実施により、全県民にとっての生涯学習の拠点となるよう役割分担を見直すこととしている。</p> <p>なお、監査意見を受け、鳥取県教育文化財団においては、施設の設置目的である「生涯学習の振興」をより専門的に行うため、平成24年度から、生涯学習事業の企画立案のできる者を生涯学習指導員として1名採用するとともに、中部及び西部においても公開講座を開催するなど、全県的な生涯学習の振興に寄与するよう取り組んでいる。</p>
<p>9 総括的意見</p> <p>指定管理者制度は、公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図って行くことで、施設の設置目的を効果的に達成するため設けられた制度である。</p> <p>指定管理者のノウハウを有効に活用していくためには、指定管理者において、人材の確保、育成を図るとともに、その職員が意欲的に働ける環境を整えていくことが最も重要であると考えられる。</p>	<p>公の施設の設置者として、指定管理業務の点検・評価及び外部評価等を適時に実施することにより施設の適切な運営を確保するとともに、指定管理期間内の管理実績評価を次期指定管理者選定時に反映させること、余剰金に応じた補助金交付による経費削減のインセンティブを付与すること等により、良好な管理運営への意欲を高め、よりよい県民サービスの提供に資するよう、次期指定管理期間に向けた指定管理者制度の見直しを行った。</p> <p>今後も、よりよいサービスを県民に提供できる施設</p>

<p>しかし、指定管理者の多くは、制度導入当初、指定を受けるに当たって給与の引下げを行っており、職員のやる気の低下や人材の確保が困難となることを危惧している。</p> <p>また、ほとんどの施設が制度導入からおおむね 6 年を経過しており、住民への公共サービスの提供については県が最終的に責任を負うという、公の施設の設置者としての認識が希薄となり、指定管理者任せとなっている状況も見受けられた。</p> <p>については、次期指定に向け、指定管理者制度が目的どおりの効果を上げ、公の施設の設置目的に沿って適切に運営されるよう努力されたい。</p>	<p>となるよう、必要に応じて指定管理者制度の見直しを行うこととする。</p>
---	---

鳥取県監査委員公告第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、鳥取県知事から平成 24 年 2 月 10 日付鳥取県監査委員公告第 2 号で公表した平成 22 年度決算に係る財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 25 年 7 月 16 日

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
 鳥取県監査委員 湯 口 夏 史
 鳥取県監査委員 浜 田 妙 子
 鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

1 指摘事項 なし

2 監査意見

監査意見	講じた措置
<p>1 総務部、農林水産部、警察本部共通 県の出資する団体の運営財源について</p> <p>県の出資する団体のうち、財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金、財団法人暴力追放鳥取県民会議等、主に基本財産の運用益により事業を実施している団体において、利回りの低下により運用益が減少し、期待される事業費の確保が困難になっている団体が見受けられた。</p> <p>これらの団体では事業実施に当たり、事業費の縮減に努めているが、一般正味財産を取り崩すなど事業運営に苦慮している。</p> <p>このような状況が続けば、いずれ一般正味財産が枯渇し財源不足となることが危惧される。</p> <p>については、県は、主として運用益により事業を</p>	<p>全体事業費に占める運用益の割合が特に大きい団体は、公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金（水産課所管）及び公益財団法人鳥取県暴力追放センター（県警本部所管。旧財団法人暴力追放鳥取県民会議）である。</p> <p>前者については、基本財産の出捐を県のほか市町村、県建設業協会及び県内水面漁業協同組合連合会からも受けており、県に財政的支援を求める場合は、市町村等に対しても横並びで支援を求める必要があることなどから、団体の理事会において、県に対する支援の要望を見送ることとされ、後者については、団体の事業内容を精査した結果、現段階では支援は</p>

<p>実施している団体について、事業実態を確認の上、必要に応じて財政的支援を検討するなど、事業実施に支障がないよう配慮されたい。</p>	<p>不要であると判断したため、平成25年度当初予算において、両団体とも財政的支援を行うこととしていない。</p> <p>今後も各団体との連携を密にし、事業実施のための財政的支援の要望を受けた場合等は、事業の必要性等を精査し、必要があると認めたものについて予算措置を図っていくこととしている。</p>
<p>2 企画部、教育委員会共通</p> <p>私立高等学校の競技スポーツの振興について</p> <p>本県における少年の競技スポーツの振興については、県立、私立高校を問わず、主に県体育協会を通じて競技者の育成・強化等ソフト面の支援が行われている。また、優秀な指導者の確保が重要なことから、特に指導体制を強化する必要がある競技について、平成24年度から新たに私立高校等への指導者の配置を検討している。</p> <p>近年の国民体育大会（以下「国体」という。）等の各種全国大会における本県の成績は、少年の活躍に依存するところが大きい、一部の競技を除き低迷している。</p> <p>このような中、私立高校では、近年、相撲、ソフトボール、陸上、サッカー、硬式野球等において、国体等の各種全国大会での優勝・入賞や中国地区大会優勝など活躍がめざましい。</p> <p>しかし、中には専用のグラウンドがないため、校庭を複数の部が交替で使用したり校外の公営グラウンドまで移動するなど、練習場所の確保に苦慮している状況が見受けられる。</p> <p>については、県及び県教育委員会は、本県の少年の競技スポーツの現状や特性に配慮し、県立・私立高校が連携して競技力向上を図るなど、私立高校の競技スポーツの振興に対する支援のあり方について、関係機関と十分協議されたい。</p>	<p>私立高校では、建学の精神に基づき特色ある教育に努めており、その一環として部活動の指導にも熱心に取り組み、各校それぞれめざましい活躍を見せている。</p> <p>私立高校では、建学の精神に基づき特色ある教育に努めており、その一環として部活動の指導にも熱心に取り組み、各校それぞれめざましい活躍を見せている。</p> <p>私立学校への支援は、教職員の人件費を含む運営費補助額が、平成24年度は生徒一人当たり約46万円で全国1位と、全国的にも高い助成水準を維持しており、老朽化した校舎、体育館等の改築及び修繕に対してもその補助対象経費の3分の1から2分の1の額の補助を行うなど、学校の教育環境の維持向上にも配慮しているが、高等学校設置基準を超えるスポーツ施設は各私立高校が学校の特色づくりの一環として自主的に設置するものであることから、競技スポーツの振興という観点からのハード面での支援は考えていない。</p> <p>しかしながら、私立高校の競技スポーツの競技力向上を図るため、私立学校における指導者の確保を目的に、平成19年度から1名の人件費助成を行い、平成24年度からは新たに3名の枠を追加した。（平成24年度実績：1名配置）</p> <p>また、私立公立を問わず一定の条件を満たした部を強化部に指定し、遠征費等の支援も行っており、平成24年度は県内7校全ての私立学校がいずれかの強化部に指定されている。</p> <p>加えて、監督や選手に対して全国トップレベルの指導者から指導を受けたり、県内の中学校及び高校の合同練習会を開催するなど、学校の枠を超えた競技力向上のための取組も行っている。</p> <p>また、全国高等学校総合体育大会に出場する高校生の派遣費の3分の2について私立公立を問わず支援しているほか、私立高校に対しては、引率者の派遣旅費の2分の1を支援している。</p>

	<p>なお、各私立高校へは四半期に 1 回程度訪問し、学校運営全般について意見交換をしているほか、部活動に関するものも含めて日常的に相談に応じるなど各校との連絡を密にしており、今後も、県、県教育委員会及び県体育協会等関係機関が相互に連携しながら各校の実情に応じた助言や可能な支援を行っていくこととしている。</p>
<p>3 文化観光局</p> <p>(1) 財団法人因幡街道ふるさと振興財団の理事等について</p> <p>財団法人因幡街道ふるさと振興財団（以下「財団」という。）は、設立から10年を経過し、これまで石谷家住宅の維持管理に重点を置いて事業を実施し、石谷家住宅を重要文化財として保存及び活用を図っている。</p> <p>今後は、一般財団法人への移行も踏まえ、設置目的にあるとおり、石谷家住宅を核とした歴史的町並みが残る智頭宿を交流拠点ゾーンとして、因幡街道沿いのその他の文化施設との連携を図った事業を展開することにより、地域の振興に資する取組を推進していくことが必要と考える。</p> <p>しかし、現在の財団理事の構成を見ると、出資者を除く理事 9 名のうち 7 名が、建築又は造園の関係者であり、石谷家住宅の保全に重点を置いた構成となっている。</p> <p>ついては、県は、財団理事について地域づくりの専門家を入れる等、設置目的である石谷家を核とする地域振興の取組の推進に向けて、智頭町及び財団と十分に協議されたい。</p>	<p>同財団は、平成 25 年 4 月に一般財団法人へ移行することとしており、その機会を捉えて、県内の地域振興に見識の深い方に理事に就任していただくよう、移行後最初の理事会で諮ることとしている。</p> <p>また、平成 25 年 2 月に、因幡街道沿いのその他の文化施設等と「鳥取道全線開通」をテーマとして実施した意見交換・情報共有を踏まえ、平成 25 年度に、流し雛の館と連携した「お雛さまエッセイ&絵手紙展」（新規）及び県立博物館と連携した「移動博物館展」を実施することとしており、今後とも、意見交換を図り、連携事業を行うこととしている。</p>
<p>(2) アシアナ航空への財政支援について</p> <p>アシアナ航空の米子ーソウル便が平成13年度に就航して、10年が経過した。この間、県は、安定的就航が見込めるまでの措置として、運航経費に対する補助を毎年約75,000千円交付してきた。しかし、搭乗率は安定的就航の目安となる70パーセントに届かず、補助金は平成24年度以降についても平成26年度までの3年間債務負担行為を設定し、継続することを新年度予算で要求している。</p> <p>これまで、各種PR事業や旅行会社商品造成支援等搭乗率向上策がとられているが、円高や平成23年3月の東日本大震災による福島原発事故の風評被害により、韓国からの搭乗率は伸び悩んでいる。</p>	<p>アシアナ航空への財政支援は、米子ーソウル便の利用者が定着するまで、同便が安定的に運航継続されることを目的に行っているものであり、山陰両県の官民が連携し、日本側・韓国側の利用者のニーズ等をもとに、同便のPR、旅行商品の造成・販売促進支援、利用者への経費支援等多面的な利用促進対策を進めてきたところである。</p> <p>平成 22 年度に韓国人観光客の利用がピークを迎えたものの、その後は外的な要因による韓国人旅行客数の減少に加え、竹島問題等の影響による日本人旅行客の利用の低迷等により搭乗率が低迷していたが、重点的な利用促進に係る広報、関係団体への働きかけのほか、パスポート取得費の支援、価格訴求商品の造成・販売支援などにより日本人の利用を促すと</p>

アジアナ航空が持つ日本と韓国との空路は、米子空港の外西日本に10空港にあり、韓国からの搭乗率の向上に向け他空港と連携した周遊型の旅行商品の開発等も検討する必要がある。

また、韓国への搭乗率の一層の向上に向け、島根県とも連携した取組を進める必要があるが、効果的な利用推進策を講じるためには、搭乗者の発地や旅行目的等基礎的なデータ収集を行う必要がある。

ついては、県は、早期にこれまでの搭乗率向上策の検証を行うとともに、基礎的なデータ収集や分析を行う等により効果的な利用促進策の実施を図り、アジアナ航空への財政支援の縮小に努められたい。

ともに、韓国におけるテレビホームショッピングでの旅行商品の販売好調に円安傾向等の外的要因もあり、韓国人の利用が大幅に増加したことにより、平成 25 年 2 月及び 3 月の利用（予約）が前年同期を大きく上回る等回復傾向も見られる。

現在、搭乗率向上のためのデータ分析、課題の抽出等の分析を専門コンサルタントに委託しており、その結果等も踏まえて、今後も、安定的就航に向けた利用促進策を引き続き次のとおり取り組んでいくこととし、特に訪日外国人旅行者の利用割合を現在の 3 割弱から 5 割程度に引き上げることが目標としていく。

(1) 韓国人観光客の誘致強化として、

- ア 韓国大手メディアとの連携による四季ごとの観光素材の広報宣伝
- イ 新規旅行商品を造成し、その情報発信策として韓国人の影響力の大きいブログの運営者による取材、旅行記等やモニターツアーの実施
- ウ 韓国のケーブルテレビのホームショッピングでの旅行商品の販売
- エ アシアナ航空等とタイアップした個人旅行者誘致キャンペーン等を実施し、特に個人客を掘り起こすことにより利用者の増加を図る。

(2) 日本人客の利用強化として、

- ア パスポート取得経費支援及びモニターツアー実施等による新規利用者の開拓及びリピーターの確保
- イ ビジネス客の利用拡大
- ウ アシアナ航空とタイアップした商品の造成及びその PR
- エ 第三国への旅行商品の造成及び販売拡大等に努め、利用者の増加を図る。

また、島根県とは、従来から山陰国際観光協議会のメンバーとして、日本人利用客及び訪日外国人旅行者増加のために連携して取り組んでいる。特に平成 24 年度には、国際まんが博、神話博を合同で宣伝したほか、搭乗率低迷期における関係機関への利用促進の要請等を行っている。

さらに、他空港と連携した周遊型旅行商品の開発については、関西圏及び中国地方各県との広域モデルコースを設定し、韓国旅行社等に提案しているところであり、引き続き周辺自治体と連携して取り組んでいく。

鳥取県監査委員公告第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、鳥取県知事から平成24年2月24日付鳥取県監査委員公告第3号で公表した平成23年度包括外部監査の結果に関する報告（以下「包括外部監査報告」という。）及び同条第2項の規定により包括外部監査報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成25年7月16日

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
 鳥取県監査委員 湯 口 夏 史
 鳥取県監査委員 浜 田 妙 子
 鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

第 1 用地取得に関する問題

監 査 結 果	講じた措置
<p>1 交通安全施設（県道鳥取鹿野倉吉線（松原工区）改良工事）</p> <p>補償金額の算定について【指摘事項】</p> <p>個人Aへの移転雑費について、コンサルタント会社からの「移転雑費算定内訳書」の算定内容より確認を行ったところ、被補償者側において登記に際して必要となる登録免許税などの支出に充てるものとして補償する「建物の敷地の登記に要する費用」については、敷地の課税標準額を基準として「損失補償算定標準書」に定められた金額を補償することとしているが、損失補償算定標準書の適用ミスにより、5千円の過払いとなっている。</p> <p>過払額としては少額ではあるが、算定誤りが生じた事実については僅少な問題ではないと考えられることから、コンサルタント会社からの算定内訳書のチェック体制の見直しが望まれる。</p>	<p>過払額の5千円については、地権者は既に契約を履行済みであること及び地権者に対して詳細な補償内訳を提示していないため、補償額が過払いとなっていたとの説明は困難であることから、返還を求めないこととした。</p> <p>コンサルタント会社からの成果品について、補償額が適用される課税標準額の欄を間違えて算出されていることを担当者が見抜けなかったこと及び複数職員によるチェックを行っていないことが原因である。</p> <p>再発防止のため、平成24年4月に、各総合事務所県土整備局に対して、コンサルタント会社からの成果品のチェック体制の点検及び見直し並びに2名以上での確認を徹底するよう文書で周知徹底を図るとともに、指摘を受けた東部総合事務所県土整備局においては、委託成果品のチェック方法等について課内研修を行うとともに、複数の職員がチェックするよう徹底した。</p> <p>また、同年5月に、社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部鳥取県協会等に対して、用地調査等共通仕様書等で定める事項に留意し、補償コンサルタント業務における成果品のチェック体制の検証と、チェックの徹底を図るよう文書で依頼した。</p>
<p>2 地方道路交付金（県道金沢伏野線（三津工区）改良工事）</p> <p>補償金額の算定について【意見】</p>	

<p>墳墓移転料については、墓石の体積により損失補償算定標準書において補償金額が定められている。コンサルタント会社において、個人Bへの補償額算定の際に、損失補償算定標準書により算定された補償額が適正な金額であるか判断する目的で、業者から墓石移転工事に係る見積書を徴しているが、補償金額1,659千円に対して、当該見積書における移転工事費の見積額は984千円であり、当該補償については損失補償算定標準書による算定補償額が過大となっている。</p> <p>墳墓移転料に関しては、おおそ被補償者において業者に依頼して移転を行う性質のものであると思われることから、今後の補償案件においても、任意に業者から見積書を徴するなどにより、損失補償算定標準書による補償額が適正なものであるか検証を行い、必要と認められれば標準書の補償基準の見直しなども検討すべきである。</p>	<p>墳墓移転料に限らず、損失補償は、中国地区用地対策連絡会の作成する損失補償算定標準書に基づいて算定している。墓石の場合は、種類又は設置場所等が特殊な物件について原則2者以上から見積書を徴しその額を元に補償しているが、当該案件は通常の墓石であるため、損失補償算定標準書の単価で補償したものであり、コンサルタント会社が墓石業者1者から見積書を徴取したのはあくまで参考のために過ぎない。</p> <p>なお、この単価は、中国地区用地対策連絡会が、実態調査結果に基づいて毎年作成しており、補償額の妥当性について検証の必要はないものと判断している。</p>
<p>3 街路滝山桜谷線（滝山）道路改良工事（交付金） 用地取得について【意見】</p> <p>道路拡幅工事に必要な用地買収に当たって、地元の要望等に従い迂回路を含めて買収しているが、迂回路自体の必要性が薄いように思われることから、拡幅工事に必要な用地の買収のみを行い、残った用地は残地補償としてとして対応してはどうか。</p>	<p>新設する滝山桜谷線の工事に伴い、既存道路の一部が買収されることにより既存の市道に接続できなくなり行き止まりとなることから、その機能回復を図る必要があった。</p> <p>しかしながら、新設する滝山桜谷線へはJR立体交差近くとなるため接続できず、また、当該場所が交差点に近い場合、交通安全上の観点からかなり迂回する形で用地を取得して既存の市道へ接続したものである。</p> <p>今後も、道路拡幅計画の策定時に、用地取得後の機能回復等の必要性については十分検討していくこととしている。</p>
<p>4 地方特定道路（県道鳥取河原用瀬線（槇原工区）改良工事（交付金）） 用地交渉日誌の整備について【指摘事項】</p> <p>当案件においては、用地交渉日誌の保存が交渉途中のものしかなくならず、交渉が妥結した経緯が不明瞭である。</p> <p>鳥取県県土整備部公共事業用地事務取扱要領の第13条第1項によれば、「用地職員は、用地交渉を行ったときは、その経過等を用地交渉日誌に記録し、上司等の確認を受けておかなければならない。」と規定されていることから、交渉日誌の作成、保存を徹底すべきである。</p>	<p>当時の担当者が、妥結した段階の用地交渉日誌（以下「日誌」という。）は作成する必要がないと誤って認識し、作成していなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、日誌の作成及び保存の徹底を図ること等、用地事務取扱要領に沿った事務を徹底するよう、各局に対して、平成24年4月に、文書による注意喚起を行った。</p> <p>なお、指摘を受けた東部総合事務所県土整備局においては、用地交渉日誌データベースで全ての日誌を管理すること、軽易な交渉内容についても必ず日誌を作成すること及び用地交渉予定は職員行事予定</p>

	<p>表データベースに全て登録することを職員に徹底した。</p>
<p>5 交通安全施設（主要地方道鳥取福部線（百谷工区）改良工事）</p> <p>事業費の変更について【意見】</p> <p>当該工事に係る事業費全体では、平成22年度の計画は219,000千円であったが、平成23年度においては事業費全体が410,000千円と大幅に増加している。</p> <p>これは緊急経済対策の交付金が拠出された結果であるが、1年で大幅に事業費全体を変更したことは理解に苦しむ。このような安易な事業変更を行うことは、当初計画に準備不足があったと言わざるを得ない。</p> <p>用地取得及び物件補償に関しては、当初に比して、用地が13,000千円、物件補償費は27,000千円増加している。用地取得及び物件補償の金額が、1年で大幅に増加することについても当初の算定について問題がある。</p>	<p>平成22年度当初は歩道のない区間に歩道を新設するための事業であったが、平成23年度に歩道は設置済みであるものの、カーブがきつくスリップ事故の多い箇所も事業区間に取り込み、カーブの緩和及び車線幅員の拡幅を実施したために事業費が増加したものである。</p> <p>今後は、道路拡幅計画の策定時に、工区全体の状況を把握し、大幅な事業変更の予防及び工事費のコスト削減を図るとともに、用地及び物件補償費についても十分なチェックを行い、全体事業費算定の精度を上げていくようより一層努めていく。</p>
<p>6 地方道路交付金（県道鳥取河原用瀬線（嶋工区）道路改良工事）</p> <p>補償金額の算定について【指摘事項】</p> <p>補償金額については、協定書により補強工事費等について県側が負担することとしている。当該補償案件の流れ及び問題と認められる点は、以下のとおりである。</p> <div data-bbox="226 1301 785 1621" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <pre> graph TD Tottori[Tottori Prefecture] China[China Electric Power Co., Ltd.] ContractorA[Contractor A (Construction Worker)] Tottori -- "協定書締結" --> China China -- "工事補償見積書" --> Tottori ContractorA -- "工事請負契約" --> China China -- "工事請負契約" --> ContractorA ContractorA -- "工事代金支払い (金額不明)" --> China ContractorA -- "工事請負契約書の提示なし" --> Tottori </pre> </div> <p>○ 上図のとおり、補強工事費等の積算については、中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）側から提出された「工事補償見積書」によっており、同見積書に掲げる金額により同社に対して補償金の支払いがなされているが、中でも諸経費の詳細が不明瞭と感じられる。</p> <p>○ 用地交渉日誌を確認すると、中国電力との交渉過程において、中国電力に対して県土整備局の担当者側から見積額の積算内容について説明</p>	<p>中国電力に対し、補償金額の算定を行うのに必要な証拠書類を提出するよう、平成24年9月28日付けで依頼したが、平成25年3月に引き続き現行の手続により運用したい旨の回答を受けた。</p> <p>今後も機会を捉えて依頼するとともに、他の自治体と連携して引き続き改善を求めていくこととする。</p>

<p>を求めるも、明瞭な回答が得られているとは言い難いと思われ、また、中国電力側より「今の積算額が法人 A と契約している請負額と見てもらってよい。」との回答があるにもかかわらず、交渉段階において、県土整備局の担当者側からの積算内容についての指摘により、徐々に補償額が減額されていることを勘案すると、補償額が適正であるとは言い難い。</p> <p>特に、工事材料として使用する鋼材については、県土整備局の担当者側において、中国電力からの提示額が県の積算金額よりも高価であるとの認識を抱いていたことが、交渉に係る復命書によりうかがえる。</p> <p>○ 交渉過程において、中国電力側より「速やかに契約に応じてほしい。県が契約に応じなければ、工事も中断せざるを得なく、借地地権者等への迷惑がかかることを承知してほしい。」との申出があり、多少強引とも感じられる交渉内容となっている。</p> <p>以上により、中国電力への補償金額の算定においては、同社からの見積書のみに基づいているようであるが、水道局及び企業局などへの補償金の算定に当たっては、実際の施工業者と水道局及び企業局などとの工事請負契約書の写しの提示を受けることにより、実際の工事金額をベースとした補償金額の算定を行っていることから、今後は同様の方法により、適正な補償金額の算定及び支払いを行うよう改善を求める。</p> <p>また、協定書締結後に、補償金の支払方法などについて契約書を締結しており、当該契約書第 3 条において「乙（中国電力）は、本契約締結時に対策工事補償金の 70 パーセント相当額を甲（県）に請求するものとし、当該対策工事完了後、速やかに実施工事額を精査のうえ確定させた残額を甲に請求するものとする。」と定めているが、当初の見積金額のまま支払いが行われている。実際の工事施工業者と中国電力との工事請負変更契約書により変更後の工事金額を把握し、正当な補償金額の算定を行うよう改善すべきである。</p>	
<p>9 河原インター線改良工事（交付金改良） ア 建物移転料の支払について【指摘事項】</p> <p>個人 C に対する建物移転料の補償のうち、関連移転建物の移転費を補償しているが、現地確認したところ取壊しがなされず、移転もされていなかった。これは、鳥取県県土整備部公共事</p>	<p>当該案件は、事業区域にあった建物（住居）の移転補償に加えて、残地に残った建物（車庫）に対して関連移転補償を行ったものである。</p> <p>関連移転補償は、事業区域内の住居を移転するこ</p>

<p>業用地事務取扱要領第18条第1項に規定する、物件の除却確認後でなければ補償金の支払いをしてはいけないとの要件に反する。</p> <p>除却の確認がなされていない補償金について、今後は適正な処理を求める。</p> <p>イ 埋蔵文化財調査に関する費用について【意見】</p> <p>試掘調査を実施した後に埋蔵文化財の発掘調査を実施しているが、この契約は鳥取県と八頭町教育委員会との間で業務委託を締結し、八頭町教育委員会が民間調査会社との契約を締結し調査業務を委託して実施している。県教育委員会や八頭町教育委員会の埋蔵文化財の専門職員の数不足しているために臨時的措置として発掘調査業務に民間調査会社を導入したもののだが、このような発掘調査は、効率面やコスト面を考えれば、できるだけ県教育委員会等の発掘調査体制を充実させることが望ましい。</p>	<p>とにより、移転補償の対象外となる車庫も従来どおりの利用が損なわれることから、この損失を適正に補償するためこの場合も建物移転料を用いて算定しているものであり、除却までを求めるものではない。</p> <p>なお、今回の指摘を受け、事業区域内の物件に対する補償金の支払要件を明確化するため、平成24年8月に鳥取県県土整備部公共用地事務取扱要領の規定を改正し、物件の除却に係る補償金の支払について、起業地内の当該除却の完了の確認後とすることとした。</p> <p>埋蔵文化財の発掘調査等（以下「発掘調査」という。）については、教育委員会又は財団の調査組織が行うことを原則とするよう、国の指針で示されている。</p> <p>国・県事業を原因とする新規の発掘調査のうち、市町村教育委員会での調査対応が困難と予想されるもの（原因事業ごとの年間調査面積が概ね5,000平方メートルを上回る等）については、県教育委員会又は公益財団法人鳥取県教育文化財団（以下「財団」という。）が実施することとしているが、当該案件は、県教育委員会及び財団が山陰道の調査で手が回らなかったため、八頭町教育委員会に発掘調査を委託したものである。八頭町教育委員会においては、現在の発掘調査体制では調査の遅延等の事態が生ずることが予想されたため、八頭町教育委員会の監理のもとで民間調査会社へ調査支援委託されたところである。</p> <p>現在、県教育委員会及び財団が実施する発掘調査については、山陰道建設に伴う発掘調査等により一時的に業務が増加しているため、文化財主事を任期付きで雇用して対応するとともに、民間調査会社の調査支援委託を導入しているが、県と県教育委員会で発掘調査計画等を調整することにより、山陰道整備後は調査支援委託をできる限り減らすよう努めることとする。</p>
<p>11 一般県道麻生国府線道路改良工事</p> <p>補償費の支払対象者について【意見】</p> <p>用地補償に関しては個人Dに支払っているにもかかわらず、立木補償及び工作物補償は個人Eに対し支払われている。</p> <p>通常、用地の買収に伴い工作物移転料及び立竹木補償費が発生するものであり、これらの補償は、用地補償した者に支払うのが一般的である。</p>	<p>意見では、立木等は土地に付合したものであり、その所有権は土地所有者に帰すると判断したものであるが、立木等が土地とは別個の存在と認められる場合は、必ずしも土地所有者が権利を有するとは限らず、また、公共用地の取得に伴う損失補償基準第4条においても、損失補償は土地、建物、立木及び土地に定着する物件等の権利者に対して行うも</p>

	<p>のとされている。</p> <p>当該案件では、権利調査により、土地並びに工作物及び立木の所有について個人D及びEの間で合意が成立していることを確認し、適正に補償を行ったものである。</p>
<p>12 地方道路交付金（（主）津山智頭八東線改良工事（交付金交安））</p> <p>建物移転料について【指摘事項】</p> <p>新見部落（旧新見公民館）への建物移転料の算定において、公民館をA棟（本体部分、58.20平方メートル）とB棟（トイレ設置部分、3.42平方メートル）に分けて算定している。このうちB棟は築5年（現価率0.886）で計算しているが、関係書類を確認したところ築23年であり現価率は0.474を採用するのが適正である。</p> <p>B棟を現価率0.474で計算すると、補償額は479千円となる。従ってB棟に支払った補償額は822千円であるから、差額343千円は過払いとなっている。</p> <p>建物の補償額の算定に当たり、コンサルタント会社からの算定内訳書のチェック体制の見直しが望まれる。</p>	<p>建物の経過年数は、登記簿又は固定資産台帳等の公的書類により確認し、不明な時は、所有者等からの聞き取り等により判断し、聞き取りの場合はその旨を明示する旨、木造建物及び建物以外の工作物等調査要領（補償金算定標準書別冊）に定められている。</p> <p>当該案件は、該当する公的書類がなかったため、定めに基づき受託者であるコンサルタント会社が建物所有者から建築年を聞き取ったことを受け、建物の外見上からも妥当と判断したものであることから、指摘にある34万3千円については過払いには当たらない。</p> <p>なお、社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部鳥取県協会等に対し、チェック体制の再確認及びチェックの徹底並びに関係要領の規定の遵守について、平成24年5月に文書で依頼するとともに、指摘を受けた八頭総合事務所県土整備局においては、建物の経過年数の根拠について登記簿等の公的書類がなく、所有者からの聞き取りだけによらざるを得ない場合は、聞き取り結果が妥当かどうか、複数の職員が現地の建物の状況を見て確認を行うこととした。</p>
<p>15 地方特定道路（県道鳥取鹿野倉吉線改良工事（地方特定））</p> <p>補償金の支出処理時における書類の整備について【指摘事項】</p> <p>鳥取県県土整備部公共事業用地事務取扱要領の第18条第1項において、補償金の支出処理時に、物件の除却に係る補償については、除却前後の状況を撮影した日付入りの写真を確認した後でなければ、補償金を支払ってはならないと規定されている。</p> <p>補償金を支払っているが、支出処理時に作成し決裁を行う「支出負担行為書」に、補償対象物件である除却前の記念碑に係る写真の添付がなく、支出処理時において除却物件の確認が行われていない。</p>	<p>コンサルタント会社が用地調査等共通仕様書の定めに基づき提出する除却前写真に、撮影年月日を入れていなかったこと及び県の担当者がチェックせずに受領したこと並びに現地に担当者が出向き記念碑についても確実に撤去されていることを確認したものの、移転対象物件が多く全ての撤去写真を添付することが困難であったため、補償対象として最も大きな建物の写真のみを添付し支払手続を行ったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、平成24年4月に、各総合事務所県土整備局に対して、コンサルタント会社からの成</p>

<p>また、建物移転料に係る補償対象物件の写真の添付はあるものの、日付が入っておらず、「鳥取県県土整備部公共事業用地事務取扱要領」の規定どおりとなっていない。</p> <p>コンサルタント会社からの現場写真により、除却前の記念碑が確認されることなどから、補償自体に問題はないと思われるが、支出処理時の事務手続が適正になされておらず、「鳥取県県土整備部公共事業用地事務取扱要領」に沿った処理となっていないことから、今後は徹底すべきである。</p>	<p>果品（補償物件の写真に日付があるか等）のチェック体制の点検及び見直し並びに 2 名以上での確認を徹底するよう文書で周知徹底を図るとともに、指摘を受けた中部総合事務所県土整備局においては、支払の書類に除却前後の状況を撮影した日付入りの写真を添付し、確認することを徹底した。</p> <p>また、同年 5 月に、社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部鳥取県協会等に対して、用地調査等共通仕様書等で定める事項に留意し、補償コンサル業務における成果品のチェック体制の検証と、チェックの徹底を図るよう文書で依頼した。</p>
<p>17 道路改築（一般国道313号（倉吉道路）道路改良工事）</p> <p>ア 補償金額の算定について【指摘事項】</p> <p>中国電力へ、電柱などの配電線路の移転に関する電線類移転料の支払いを行っており、当該補償金は「6 地方道路交付金（県道鳥取河原用瀬線（嶋工区）道路改良工事）」での鉄塔の地盤強化及び改良に係る工事費用の補償と同様に、費用負担の協定に基づいて中国電力からの工事補償金見積書のみによっている。</p> <p>また、当案件においては、西日本電信電話株式会社に対しても、同社所有の電柱などの移転に対して電線類移転料を支払っているが、同社に対する補償についても、中国電力と同様に、費用負担の協定に基づいて先方から提示のある「支障通信線路等移転工事調書」によっている。</p> <p>については、中国電力及び西日本電信電話株式会社においても、他の公共補償（市町村や鳥取県企業局）と同様に施工業者との工事請負契約書の写しなどの提示を受けて、補償金額の算定事務を行うよう改善すべきである。</p> <p>イ 補償金の支出処理時における書類の整備について【指摘事項】</p> <p>個人Fに対して、立竹木補償費を444千円支払っているが、支出処理時に作成し決裁を行う「支出負担行為書」に添付されている除却前の写真には立竹木が写っていない。</p> <p>また、建物移転料に係る補償対象物件の写真の添付はあるものの、日付が入っておらず、「鳥取県県土整備部公共事業用地事務取扱要領」の規定どおりとなっていない。</p> <p>コンサルタント会社からの現場写真により、除却前の立竹木が確認されることなどから、補償自体に問題はないと思われるが、「15 地方</p>	<p>中国電力及び西日本電信電話株式会社に対し、補償金額の算定を行うのに必要な証拠書類を提出するよう、平成24年9月28日付けで依頼したが、平成25年3月に引き続き現行の手続により運用したい旨の回答を受けた。</p> <p>今後も機会を捉えて依頼するとともに、他の自治体と連携して引き続き改善を求めていくこととする。</p> <p>コンサルタント会社が用地調査等共通仕様書の定めに基づき提出する除却前写真に、撮影年月日を入れていなかったこと及び県の担当者がチェックせずに受領したこと並びに担当者がコンサルタント会社及び地権者と現地立会をした時に補償対象物件を確認していたものの、全体をふかんする写真のみを添付し支払手続を行ったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、平成24年4月に、各総合事務所県土整備局に対して、コンサルタント会社からの成果品（補償物件の写真に日付があるか等）のチェック体制の点検及び見直し並びに 2 名以上での確認を</p>

<p>特定道路（県道鳥取鹿野倉吉線改良工事（地方特定））」と同様に、「鳥取県県土整備部公共事業用地事務取扱要領」に沿った処理となっていないことから、今後は徹底すべきである。</p>	<p>徹底するよう文書で周知徹底を図るとともに、指摘を受けた中部総合事務所県土整備局においては、支払の書類に除却前後の状況を撮影した日付入りの写真を添付し、確認することを徹底した。</p> <p>また、同年5月に、社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部鳥取県協会等に対して、用地調査等共通仕様書等で定める事項に留意し、補償コンサル業務における成果品のチェック体制の検証と、チェックの徹底を図るよう文書で依頼した。</p>
<p>18 交通安全施設（県道倉吉青谷線改良工事（交付金交安））</p> <p>補償金額の算定について【指摘事項】</p> <p>中国電力及び西日本電信電話株式会社への電線類移転料については、「17 道路改築（一般国道313号（倉吉道路）道路改良工事）」と同様である。</p>	<p>上記「17 道路改築（一般国道313号（倉吉道路）道路改良工事）ア」と同様である。</p>
<p>19 交通安全施設（県道米子環状線（和田工区）改良工事（交通安全統合補助））</p> <p>今後の用地取得状況について【意見】</p> <p>現在の用地の状況を視察したところ、未だに用地買収が未完了な箇所も見受けられ、穴あきになっている工事箇所があった。</p> <p>中には用地取得に難航が予想される箇所があるといえど、困難な買収を先送りすることにより使用を遅らせたり、一部の買収が出来なかったため計画全体が頓挫するようなことがあってはならない。全ての買収予定箇所の進捗状況を管理する必要がある。また買収困難な案件につき、速やかに収用手続きに移行する等の工夫が求められる。</p>	<p>当該案件については、現在、土地収用に向けて国と協議を行っているところである。</p> <p>再発防止のため、今後一層、事前の意向確認に努めるとともに、毎年度用地買収予定箇所の進捗状況を管理し、計画的な用地取得を行っていく。</p> <p>また、用地取得率が80パーセント以上となった段階で、土地収用法の手続きに移行していくこととする。</p>
<p>20 交通安全施設（県道日吉津伯耆大山停車場線改良工事（統合助））</p> <p>移転雑費の補償について【意見】</p> <p>個人Gに対する移転雑費の中に、就業できないことによる損失の金額として、32日間分、547,200円の支出が確認された。この金額の算定根拠は、「移転雑費算定表」別表「就業不能補償日数表の内訳」により規定されている。移転の対象となる家屋が自家用、借家等のいずれの区分に該当するか、仮住居の有無等の条件に応じて就業不能日数を算定し、算定した日数に一定の単価を乗じて算定される。この算定基準には、各被補償者ごとの就業の状況等は考慮されないため、就業・不就業にもかかわらず就業不能補償が支払われる結果となる。この補償の本来の性質から考えると、全てのケースにおいて一律の金額の支払を行うのではなく、その補償対象者の状況に応じた弾力的な適</p>	<p>移転雑費は、公共用地の取得に伴う損失補償基準第37条に基づき、移転先選定、動産整理、移住、法令手続、工事契約等の移転先選定のために要する役務に対する補償として、一般的に要するものと認められる費用を積算して予め契約によりその額を決定するものであり、意見のように補償対象者の実際の就業状況等を考慮するものではない。</p> <p>当該補償額も、中国地区用地対策連絡会による補償金算定標準書の日数及び単価によって算定したものであり、適正な額であると判断している。</p>

用を行うことが必要である。	
<p>23 地方道路交付金（県道福成戸上米子線（境工区）改良工事</p> <p>立木の本数確認について【意見】</p> <p>用地交渉のやりとりで、立木の本数の算定漏れを地権者から指摘され訂正を行っていたケースが見受けられた。コンサルタントからの成果物に関する確認を十分に行っていなかったためこのような結果となったと考えられる。地権者から指摘されて誤りに気が付くようでは、補償金額についての地権者からの信頼を損ねてしまうことになりかねない。現地確認を十分に行い、補償額について算定誤りがないことを十分に確認することなどのチェック体制の一層の充実が求められる。</p>	<p>補償物件の内訳については、用地交渉の過程で新たな物件の確認等が想定されるため、鳥取県県土整備部公共事業用地事務取扱要領の規定に基づき物件調書を作成し、権利者から意見を求め、必要に応じて再調査を行い適正な補償を行うこととしており、意見のあったケースにおいても権利者の指摘を踏まえて補償内容を変更したものである。</p> <p>しかしながら、当初から正確な本数を把握することは当然のことであり、平成24年4月に、各総合事務所県土整備局に対して、コンサルタント会社からの成果品のチェック体制の点検及び見直し並びに2名以上での確認を徹底するよう文書で周知徹底を図るとともに、同年5月に、社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部鳥取県協会等に対して、用地調査等共通仕様書等で定める事項に留意し、補償コンサル業務における成果品のチェック体制の検証と、チェックの徹底を図るよう文書で依頼した。</p>
<p>24 地方道路交付金（県道溝口伯太線（阿賀～原工区）改良工事（交付金）</p> <p>損失保証契約について【指摘事項】</p> <p>用地交渉に関する途中経過については、用地交渉日誌が残されていたが、最終的に交渉が妥結した経緯を示す交渉日誌を確認することが出来なかった。交渉日誌の保存は「鳥取県県土整備部公共事業用地事務取扱要領」に定められており、途中経過についての交渉過程が存在したとしても、最終決定の経緯についての交渉日誌を保存しておかないと決定に至った経緯を明確にすることが出来ない。</p> <p>また、契約変更については、変更理由及び変更に至った過程が分かるよう、交渉妥結時の交渉日誌を添付し、各個別の変更ごとの決裁を受けるようにすべきである。</p>	<p>当時の担当者が、妥結した段階の用地交渉日誌（以下「日誌」という。）の作成を失念していたことが原因である。</p> <p>再発防止のため、日誌の作成及び保存について、用地事務取扱要領に沿った事務を徹底するよう、平成24年4月に、各局に対して文書による注意喚起を行った。</p> <p>なお、指摘を受けた西部総合事務所県土整備局においては、支出負担行為の起案時に当該地権者に係る日誌を確認することを職員に徹底した。</p>
<p>25 国道181号道路改良工事</p> <p>ア コンクリートブロック移転費用について【意見】</p> <p>法人Bに対し、コンクリート側溝ブロック等の移転費用として、約240万円の支払いを行っている。この金額の算定に当たっては、コンサルタントが移転対象となる当該製品の個数を確認し、それぞれのブロックの大きさに対応する移</p>	<p>コンサルタント会社へ提示する委託業務の特記仕様書に写真の撮影方法を記載していなかったこと及び担当者の確認が不十分だったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、平成24年4月に、各総合事務所県土整備局に対して、コンサルタント会社からの成</p>

<p>転費用単価を乗じて計算した金額の合計額で評価している。</p> <p>これらのコンクリートブロックについては、その内容が分かる写真が保存されているが、保存されている写真はブロックの一部しか写っておらず、検証資料としては不十分である。今後は、個数の確認ができるような配置図や写真での取りまとめ方の検討が望まれる。</p> <p>イ 計画変更に伴う設計・測量委託業務の実施について【意見】</p> <p>この事業においては、当初ルートから二度のルート変更が行われた経緯がある。これらの変更は、地元の総意による反対意見等がその主な理由となっている。</p> <p>事業着手した平成17年度から最終ルートに至る平成19年度の間、複数のルート案の検討や地元説明のための測量・設計・環境影響予測調査委託費等として多額の委託料が支出されているが、結果的には、委託成果の一部は最終ルートに必要なものとして生かされていない。</p> <p>これらの委託業務の実施前に、地元の意向の確認が十分取れていなかったことに問題があったと思われる。ルート変更に至った地元の反対意見として、道路が地区内を分断してしまうことに対する反発などがあげられるが、これらの不満については、設計・測量委託を行う前に地元意向を十分に確認することにより、事前に分かりうることはないかと考える。事前調整の過程に問題はなかったか検証する必要がある。</p> <p>また、今後の道路案件においてこのような経費執行が生じることのないよう、事前調整を十分に行い、事前に地元意向を書面等で確認しておく等の対応が望まれる。</p>	<p>果品のチェック体制の点検及び見直し並びに2名以上での確認を徹底するよう文書で周知徹底を図るとともに、指摘を受けた日野総合事務所県土整備局においては、必要に応じて移転前の写真撮影時に物件調査の対象や数量を黒板に記載し対象物件と一緒に写真に撮影するよう、委託業務の特記仕様書へ記載することとした。</p> <p>また、同年5月に、社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部鳥取県協会等に対して、用地調査等共通仕様書等で定める事項に留意し、補償コンサル業務における成果品のチェック体制の検証と、チェックの徹底を図るよう文書で依頼した。</p> <p>当該事業において、当初決定していたルートについて現地の詳細を調査した結果、土砂流出対策等の実施が困難であることが判明したためルートの見直しを行った。変更後のルートを地元へ提案したところ、強い反発があったため、合意形成は困難と判断し再度のルート変更を行ったものである。</p> <p>道路事業においては、従来から計画策定当初に地元の意向をある程度確認しているが、最初から地元の意向を書面等で確認してルートを計画しようとすると、反対を含む多様な意見によりルートを設定することが困難となるか、又は費用対効果や利便性を無視した非現実的なルートの計画になるおそれがある。</p> <p>このため、書面等による確認までは行わないものの、今後も、市町村等を通じて事前にわかる範囲で地元の意向を把握した上で、ルートを計画することとし、地元へ提示したルートについての意見に対しても、その妥当性等を検討し必要に応じてルートや構造の変更等を行うこととする。</p>
---	--

第2 長期未着工用地及び不利用地に関する問題

監 査 結 果	講じた措置
<p>長期未着工用地等の一覧表の公表について【指摘事項】</p> <p>この度の監査で県に提出を依頼し、作成されたのが上記の一覧表である。(一覧表省略)</p> <p>このような長期未着工用地、長期事業休止等用地</p>	<p>事業休止箇所リストは作成していたものの、長期未着工用地、長期事業休止等用地及び不利用地の一覧表は作成・管理していなかったものである。</p>

<p>及び不利用地の一覧表としては初めての作成のようであるが、これが長期未着工用地等の全てであるかどうかは、甚だ疑問である。</p> <p>ところで、地域経済と雇用の担い手である県内の民間企業が長引くデフレ不況、歴史的円高等による厳しい経営環境にある中、財務諸表を作成し資産内容をオープンにして、その有効利用や無駄な資産を処分し徹底的にスリム化する等血のにじむような努力をすることによって利害関係者の負託に応え、何とか生き残ろうとしているのがほとんどの県内民間企業の昨今の実情である。</p> <p>そこで、情報公開が進んでいるとされる鳥取県としては、民間企業の資産内容公開のように今後は毎年度継続して漏れなく上記の一覧表を公表し、県民の知恵や建設的な意見を幅広く受け入れ、その有効利用・処分等について大いに議論し検討すべきである。</p>	<p>平成24年6月に鳥取県県土整備部長期未着工用地等管理要領（以下「長期未着工用地等管理要領」という。）を定め、この要領に基づく長期未着工用地を管理するための長期未着工用地台帳並びに既存の不利用物件事務処理要領に基づく廃道敷地及び道路用地として取得したものの道路区域としなかった不利用地を管理するための不利用物件事務処理台帳を適切に整備していくこととした。</p> <p>なお、長期未着工用地は、予算、地元調整等執行上の理由により未着工となっているものの、今後、事業の可能性があると位置づけており、その有効活用・処分等の検討は不要であることから公表はしないこととし、将来にわたり事業化しないと判断した不利用地のみ、一覧表を作成して県のホームページで毎年度公表、更新することにより、県民に情報を公開しながらその有効利用・処分等を検討することとする。</p>
<p>1 地方特定道路整備工事（特改一種）（一 加茂用瀬線）</p> <p>取得用地の管理について【指摘事項】</p> <p>当該用地について現地確認を行った結果、境界を示す幅杭がなく、取得した場所が不明瞭な状態であった。また、立木伐採についても管理が徹底していない状態であり、取得した用地の管理を適正に行う必要がある。</p> <p>イ 事業の必要性について【意見】</p> <p>この路線については、岡山県側の道路工事も未了であり、両県の協議が必要であるが、経済</p>	<p>当該用地に管理上必要な境界杭を、平成25年度中に設置する。</p> <p>また、立木については、現時点では、事業範囲や補償費の算定根拠資料が不明であり、取得後に生えたものなのか、取得時に除却されていなかったのかを確認できないことから、用地境界確定後に現地を確認し対応することとする。</p> <p>用地境界杭は、工事施工の支障となることがあるため、工事完了直前に設置することとしていたところ、当該用地は、境界杭が未設置のまま長期間工事着手していなかったことから用地取得の範囲が不明確となったものである。</p> <p>再発防止のため、今後は、長期未着工用地等管理要領に基づき、事業を休止する見込みとなった段階で境界杭を設置し、長期未着工用地台帳の作成、不法投棄及び不法占有の防止等のための対策並びに関係書類の保存等を行うこととした。</p> <p>また、立木等の物件の除却後の確認は、原則2名以上の職員が行うこと及び物件の除却に係る補償については、用地事務取扱要領の規定に基づき、写真撮影により物件除却の完了を確認後、補償費の支払を行うことを改めて職員に周知した。</p> <p>鳥取県及び岡山県では、公共事業予算の削減の中で事業化は当面困難であるが、江波地区の孤立対策、</p>

<p>効果等の観点から、今後、当該事業の必要性について検討すべきである。</p>	<p>岡山県の加茂地域を繋ぐ交通ネットワークとして必要であること及び沿線市からなる加茂用瀬線期成同盟会から毎年度要望を受けていることから、事業化が必要な箇所として位置づけており、今後も岡山県と事業の進め方について協議を行い、予算化についての情報交換を行っていく。</p> <p>なお、事業化までの間は、長期未着工用地として、長期未着工用地等管理要領に基づき適切に管理する。</p>
<p>2 道路改良工事(主 智頭用瀬線) 事業の必要性について【意見】 この事業は、本来災害時における国道53号の緊急迂回路の整備として予定していたのであるが、中国横断自動車道姫路鳥取線の開通に伴い、緊急迂回路としての必要性も希薄になった。これらを踏まえ、今後、当該事業の必要性について検討すべきである。</p>	<p>当該道路は鳥取自動車道の開通に伴い、国道53号の緊急迂回路としての必要性は希薄になった。</p> <p>しかしながら、板井原集落への生活道路であり、過去に板井原集落が異常気象時に孤立した経緯があることから、今後も事業必要箇所として位置付け、毎年度予算を検討する段階で、事業化を検討することとした。</p> <p>なお、事業化までの間は、長期未着工用地として、長期未着工用地等管理要領に基づき適切に管理していく。</p>
<p>3 広域営農団地農道整備工事(岩美地区)(高住工区) 未利用地の財産処分について【指摘事項】 平成16年の公共事業再評価委員会の答申において事業中止となっており、早期に財産処分が必要であったと考えられる。行政財産として放棄地にしておれば、民間に売却していた場合に町が受け取るべきであった固定資産税等の租税収入が得られなくなるなどの悪影響が発生することとなる。早急に処分を検討されたい。</p>	<p>平成24年度に境界杭を設置した。</p> <p>当該事業は、既に事業中止となっており、不利用地は、元の地権者に対して払い下げの協議を行っているところであり、同意が得られれば速やかに処分を行い、同意が得られなかった場合は、改めて処分について検討を行うこととする。</p> <p>なお、国庫補助で取得した用地であるため、処分に当たっては、事前に国の承認を受けた後、国費相当分を国に返還する。</p>
<p>4 緊急地方道路整備工事(一 河内楨原線) 事業の必要性について【意見】 現地確認した結果、法面等の工事は終了している部分もあり、生活道路の確保という面では必要性は薄いと感じられるが、将来的な開発・利用等の観点からは、今後当該事業の必要性について検討すべきである。</p>	<p>鳥取市安蔵集落から同市河原町につながる林道が冬期又は異常気象時には封鎖されることから、当該箇所の整備により、林道封鎖時における安蔵集落の孤立化を防止するとともに、林道も含めた東部・中部地域を結ぶ交通ネットワークが形成されることによる観光振興等への活用が期待される。</p> <p>このため、当該箇所を事業継続箇所と位置付け、毎年度予算を検討する段階で事業化を検討することとした。</p> <p>なお、事業化までの間は、長期未着工用地として、長期未着工用地等管理要領に基づき適切に管理して</p>

<p>5 特殊改良一種工事（一 鷲峰気高線） 事業の必要性について【意見】 当該事業については、狭あいな現道の通過交通を転換するバイパス効果等の観点から、地元関係者の意思統一も含め、今後の必要性について検討すべきである。</p>	<p>いく。</p> <p>用地交渉において、地権者から対応困難な条件が示されたため交渉が継続できなくなり、平成21年度に事業休止としたものである。</p> <p>当該事業は、集落内の現道が狭あいであることから安全性確保のためバイパスを整備するものであり、今後も地元等の意向を踏まえながら、関係者の事業協力が得られる状況となれば事業再開に向けて取り組むこととする。</p> <p>なお、事業化までの間は、長期未着工用地として、長期未着工用地等管理要領に基づき適切に管理していく。</p>
<p>6 (主)津山智頭八東線 緊急地方道路整備工事 (八河谷工区)</p> <p>ア 今後の見通しについて【意見】 津山智頭八東線の緊急地方道路整備事業として工事着手した総延長7,980メートルのうち、八河谷工区については560メートルが改良済である。 未改良区間に係る用地取得費1,570千円と立木等の補償費5,352千円を支出しているが、この区間の工事が休止となり長期未着工用地となっている。未着工の理由は、八頭地域の主要事業である県道河原インター線道路改良事業を優先したことで休止となったものである。 今後、事業再開を考えているが、県道河原インター線の整備、未着工区間の投資金額である80億円及び経済効果などを考慮した上で、事業再開の是非などを再検討して欲しい。</p> <p>イ 県有地標示の設置について【指摘事項】 用地の境界が明確になっていないので県有地である旨の標示をする必要がある。</p>	<p>公共事業予算の削減の中、県道河原インター線の整備を優先し、集中的に整備を図るため、当該事業を休止したことから、取得していた用地が長期未着工の状況となったものである。</p> <p>平成24年度に事業の必要性を検討した結果、異常気象時の災害等による孤立の解消、中山間地域の活性化及び広域的な周遊観光に資するとの観点から、引き続き事業継続箇所として位置付けることとし、平成24年度末の鳥取自動車道、県道河原インター線の全線開通による東部圏域の交通環境の変化の状況を踏まえて、今後、費用対効果及び事業費の縮減等も含めて事業化を検討することとした。</p> <p>なお、事業化までの間は、長期未着工用地として、長期未着工用地等管理要領に基づき適切に管理していく。</p> <p>当該用地に管理上必要な境界杭を、平成25年度中に設置する。</p> <p>なお、境界杭に鳥取県と表示していること、また、山林内であり積雪・風雨等の損傷に対する管理も必要となってくることから、特に不法投棄等のおそれなければ表示板等の設置は行わない。</p> <p>用地境界杭は、工事施工の支障となることがあるため、工事完了直前に設置することとしていたところ、当該用地は、境界杭が未設置のまま長期間工事着手していなかったことから、用地取得の範囲が不明確となったものである。</p> <p>再発防止のため、今後は、長期未着工用地等管理</p>

	<p>要領に基づき、事業を休止する見込みとなった段階で境界杭を設置し、不法投棄及び不法占有の防止等の対策を行い、適正に管理を行うこととした。</p>
<p>7 (主)津山智頭八東線 緊急地方道路整備工事 (佐崎工区)</p> <p>ア 今後の見通しについて【意見】</p> <p>津山智頭八東線の緊急地方道路整備事業として工事着手した総延長7,980メートルのうち、佐崎工区については3,820メートルが改良済である。</p> <p>未改良区間に係る用地取得費666千円と立木等の補償費1,316千円を支出しているが、この区間の工事が休止となり長期未着工用地となっている。未着工の理由は、八頭地域の主要事業である県道河原インター線道路改良事業を優先したことで休止となったものである。</p> <p>今後、事業再開を考えているが、県道河原インター線の整備、未着工区間の投資金額である80億円及び経済効果などを考慮した上で、事業再開の是非などを再検討して欲しい。</p> <p>イ 県有地の標示について【指摘事項】</p> <p>上記「6 (主)津山智頭八東線 緊急地方道路整備工事 (八河谷工区)」を参照されたい。</p>	<p>公共事業予算の削減の中、県道河原インター線の整備を優先し、集中的に整備を図ったため、当該事業が休止され、取得していた用地が長期未着工の状況となったものである。</p> <p>平成24年度に事業の必要性を検討した結果、異常気象時の災害等による孤立の解消、中山間地域の活性化及び広域的な周遊観光に資するとの観点から、引き続き事業継続箇所として位置付けることとし、平成24年度末の鳥取自動車道、県道河原インター線の全線開通による東部圏域の交通環境の変化の状況を踏まえて、今後、費用対効果及び事業費の縮減等も含めて事業化を検討することとした。</p> <p>なお、事業化までの間は、長期未着工用地として、長期未着工用地等管理要領に基づき適切に管理していく。</p> <p>上記「6 (主)津山智頭八東線 緊急地方道路整備工事(八河谷工区) イ」と同様である。</p>
<p>8 単県道路改良工事 (県道大谷曹源寺線) (下畑工区)</p> <p>ア 書類の整備について【指摘事項】</p> <p>用地取得に関する契約書は保存されているものの、測量及び設計など、その他の事業に関する書類の保存がなされておらず、現状において取得の経緯などが全く把握できない状況であることから、長期未着工等用地に関しては利活用又は処分などが完了するまでの間は関係書類の保存を行い、後任者への引継ぎを確実に実施すべきである。</p> <p>イ 今後の方針について【指摘事項】</p> <p>用地の取得状況を考えると、道路改良工事予定地区間の全体を拡幅する目的で、用地取得したものと考えられる。</p> <p>今後待避所を設置する計画以外に計画は特にないことから、その後に残ることになる長期未着工用地の利活用または処分などについて十分な検討を行うべきである。</p>	<p>長期事業休止等用地の関係書類の保存について明確に定めておらず、測量及び設計等事業に関する書類を、10年の文書保存期間を経過したとして廃棄したことが原因である。</p> <p>再発防止のため、平成24年6月に制定した長期未着工用地等管理要領に基づき長期未着工用地台帳に掲載した用地に関する書類は、その利活用又は処分等が完了するまで保存することとした。</p> <p>計画していた待避所については、平成24度及び平成25年度に設置することとしている。</p> <p>公共事業予算の削減の中、当該事業は緊急性が高くないため事業休止となっていたが、全幅員が3メートル程度しかなく待避所以外の箇所も最低限の拡幅改良が必要であることから、平成24年度に計画を見直し、長期未着工用地を利用して拡幅改良を行う計画とした。</p> <p>なお、境界杭は、工事に併せ平成24年度及び平成</p>

<p>9 単県道路改良工事（県道三朝温泉木地山線）（井土工区）</p> <p>ア 取得用地の管理について【指摘事項】</p> <p>現地確認の結果、用地買収により取得した畑が、そのまま耕作されている用地が見受けられた。</p> <p>ずさんな管理状況であると言わざるを得ず、県有地である用地を、個人が耕作を続けていることは、一般的な経済取引上では不適当な状態である。</p> <p>また、民法の規定における占有による所有権の取得時効などの問題も考えると、直ちに是正すべきである。</p> <p>イ 書類の整備について【指摘事項】</p> <p>用地取得に関する契約書は保存されているものの、測量及び設計など、その他の事業に関する書類の保存がなされておらず、現状において取得の経緯などが全く把握できない状況であることから、長期未着工等用地に関しては利活用又は処分などが完了するまでの間は関係書類の保存を行い、後任者への引き継ぎを確実に実施すべきである。</p> <p>ウ 今後の方針について【指摘事項】</p> <p>今後の計画等は、特にない状況のようであるが、長期間放置されている状態も勘案すると、早期の利活用または処分などについて十分な検討を行うべきである。</p>	<p>25年度で設置する。</p> <p>平成23年12月に、耕作者に退去の同意を得ており、平成24年6月に耕作していないことを確認した。</p> <p>なお、当該用地の管理に必要な境界杭は、三朝町が平成25年度に地籍調査を行うことから、その結果を待って平成26年度中に設置することとした。</p> <p>事業休止後相当年月が経過しており、長期未着工用地として後任者への引き継ぎがなされていなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、今後は、長期未着工用地等管理要領に基づき、事業を休止する見込みとなった段階で境界杭を設置し、不法投棄及び不法占有の防止等のための対策を行い、適正に管理を行うこととした。</p> <p>8のアと同様である。</p> <p>当該未利用地は、交通量が少なく、改良の必要性、緊急性が低いと判断し、不利用地として、今後、三朝町及び地元等とも協議しながら、利活用又は処分について検討を行うこととしている。</p>
<p>10 単県道路改良工事（県道三朝温泉木地山線）（井土工区）</p> <p>書類の整備について【指摘事項】</p> <p>現地確認の結果、切土及び盛土の工事が行われたことがうかがえるが、関係資料の保存がなされていないことから、当該工事の実施時期及び工事費用などが不明である。</p> <p>用地取得に関する契約書は保存されているものの、測量及び設計など、その他の事業に関する書類の保存がなされておらず、現状において取得の経緯などが全く把握できない状況であることから、長期未着工等用地に関しては利活用又は処分などが完了するまでの間は関係書類の保存を行い、後任者への引き継ぎを確実に実施すべきである。</p>	<p>8のアと同様である。</p>
<p>11 地方特定道路整備工事（県道倉吉江府溝口線）</p>	

<p>(安歩工区)</p> <p>ア 取得用地の管理について【指摘事項】</p> <p>「9 単県道路改良工事（県道三朝温泉木地山線）（井土工区）」と同様に、現地確認の結果、用地買収により取得した畑が、そのまま耕作されている用地が見受けられた。</p> <p>ずさんな管理状況であると言わざるを得ず、県有地である用地を、個人が耕作を続けていることは、一般的な経済取引上では不適当な状態である。</p> <p>また、民法の規定における占有による所有権の取得時効などの問題も考えると、直ちに是正すべきである。</p> <p>イ 書類の整備について【指摘事項】</p> <p>用地取得に関する契約書は保存されているものの、測量及び設計など、その他の事業に関する書類の保存がなされておらず、現状において取得の経緯などが全く把握できない状況であることから、長期未着工等用地に関しては利活用又は処分などが完了するまでの間は関係書類の保存を行い、後任者への引き継ぎを確実に実施すべきである。</p> <p>ウ 計画的な用地買収について【意見】</p> <p>複数の用地協力が得られず、事業休止となったものであるが、当事業に係る用地取得は、単年度予算の執行を重視したことにより、用地協力の得られた地権者から用地取得を行ったものとも考えられ、取得した既買収用地の効果の発現が阻害されたこととなっている。</p> <p>今後においては、このような結果を極力避ける意味においても、計画的な用地買収を実施することが望まれる。</p>	<p>平成24年1月に、耕作者に退去の同意を得ており、平成24年3月に耕作していないことを確認した。</p> <p>なお、当該用地の管理に必要な境界杭をした。</p> <p>事業休止後相当年月が経過しており、長期未着工用地として後任者への引継ぎがなされていなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、今後は、長期未着工用地等管理要領に基づき、事業を休止する見込みとなった段階で境界杭を設置し、長期未着工用地台帳の作成、不法投棄及び不法占有の防止等のための対策等を行うこととした。</p> <p>8のアと同様である。</p> <p>用地買収に当たっては、地権者の協力の意向を事前に確認し、工事施工を考慮してまとまった範囲を取得するよう努めているが、所有者の都合等も考慮する必要があるため、用地協力の得られた地権者から用地取得を行わざるを得ない場合もある。</p> <p>再発防止のため、今後一層、事前の意向確認に努めるとともに、毎年度用地買収予定箇所の進捗状況を管理し、計画的な用地取得を行っていくこととする。</p> <p>なお、当該未着工用地のほとんどは、平成23年5月に都市計画決定された国道313号倉吉関金道路の用地として利用することとしている。</p> <p>また、当該国道313号の用地として活用しなかった用地については、不用用地として利活用又は処分について検討を行うこととしている。</p>
<p>12 地方特定道路整備工事（県道倉吉江府溝口線） (安歩工区)</p> <p>書類の整備について【指摘事項】</p> <p>現地確認の結果、当取得用地については、過去において水路の付替工事が施工されているが、関係資料の保存がなされていないことから、当該工事の実施時期及び工事費用などが不明である。</p>	<p>8のアと同様である。</p>

<p>用地取得に関する契約書は保存されているものの、測量及び設計など、その他の事業に関する書類の保存がなされておらず、現状において取得の経緯などが全く把握できない状況であることから、長期未着工等用地に関しては利活用又は処分などが完了するまでの間は関係書類の保存を行い、後任者への引き継ぎを確実に実施すべきである。</p>	
<p>13 地方道路交付金（県道倉吉青谷線）（方地工区）</p> <p>ア 書類の整備について【指摘事項】</p> <p>用地取得に関する契約書は保存されているものの、測量及び設計など、その他の事業に関する書類の保存がなされていない。長期未着工等用地に関しては利活用又は処分などが完了するまでの間は関係書類の保存を行い、後任者への引継ぎを確実に実施すべきである。</p> <p>イ 計画的な用地買収について【意見】</p> <p>当事業に係る用地取得は、単年度予算の執行を重視したことにより、用地協力の得られた地権者から用地取得を行ったものとも考えられ、取得した既買収用地の効果の発現が阻害されたこととなっている。</p> <p>今後においては、このような結果を極力避ける意味においても、計画的な用地買収を実施することが望まれる。</p>	<p>8 のアと同様である。</p> <p>当該工区については用地協力が得られないため一部工事着手できていないが、取得した用地の効果発現のため、早期に工事着手できるよう湯梨浜町等と進め方を相談しながら検討していく。</p> <p>再発防止のため、今後一層、事前の意向確認に努めるとともに、毎年度用地買収予定箇所を進捗状況を管理し、計画的な用地取得を行っていくこととする。</p>
<p>14 広域農道補助（東伯中央 3 工区）</p> <p>ア 書類の整備について【指摘事項】</p> <p>用地取得に関する契約書は保存されているものの、測量及び設計など、その他の事業に関する書類の保存がなされていない。長期未着工等用地に関しては利活用又は処分などが完了するまでの間は関係書類の保存を行い、後任者への引き継ぎを確実に実施すべきである。</p> <p>イ 今後の方針について【意見】</p> <p>平成21年度の公共事業評価委員会からの答申を受けて、今後も事業を進行させていくとのことであるが、当初の用地取得から、10年から11年経過していることから、当路線の事業予定地内の未取得用地の取得も含めて、早期に第3工区全線の供用開始を実現することにより、取得済用地の効果発現に向けて事業化を推進していくことが望まれる。</p>	<p>8 のアと同様である。</p> <p>当該工区は、平成24年度にトンネル工事が完成し、残りの区間は、町道を代替道路とすることで全体の事業を完了することとしている。</p> <p>このため、必要となる未取得用地はないが、町道を代替とすることにより不用となる用地については、今後、不用用地として、琴浦町及び地元等とも協議しながら、利活用又は処分について検討を行うこととしている。</p>
<p>15 広域農道補助（東伯中央 5 工区）</p> <p>ア 書類の整備について【指摘事項】</p> <p>用地取得に関する契約書は保存されているものの、測量及び設計など、その他の事業に関す</p>	<p>8 のアと同様である。</p>

<p>る書類の保存がなされていない。長期未着工等用地に関しては利活用又は処分などが完了するまでの間は関係書類の保存を行い、後任者への引き継ぎを確実に実施すべきである。</p> <p>イ 今後の方針について【指摘事項】</p> <p>現状での工事完了部分については、今後、最寄りの林道と接続のうえ、有効活用する方針であるとのことであるが、林道の所有者である琴浦町などとの具体的な協議状況が書類などで確認できない状況である。</p> <p>今後、関係機関と具体的に協議を重ねるなどにより、現在までの投資コストとの関係においても、早期に有効な事業化が望まれる。</p> <p>また、最寄りの林道との接続により、現状での工事完了部分を活用することとなれば、取得済用地の部分的な活用に止まることとなり、今後も未着工となる部分が生じることとなると思われることから、それらの用地に関する利活用又は処分についても、今後十分に検討を行うべきである。</p>	<p>当該広域農道（2車線）は、平成21年度の公共事業評価委員会の答申を受けて平成23年度に変更事業計画書を作成し、平成24年度に地元受益者等の同意を取得し事業を完了したため、当該区間の取得済みの用地が長期未着工用地となったものである。</p> <p>しかしながら、琴浦町や地元から農畜産振興上強い要望があったため、長期未着工となっている区間の一部は事業の必要性があると判断し、平成25年度から基幹農道（1車線）として整備することとする。</p> <p>また、道路用地とならない用地については、不利用地として利活用又は処分を行うこととする。</p> <p>なお、最寄りの林道へは接続済みである。</p>
<p>16 (主) 西伯根雨線道路改良工事</p> <p>ア 用地取得時の資料について【指摘事項】</p> <p>当事業に関して、用地取得時の資料及び予算要求時の資料が保存されておらず、当初計画において予算規模がどの程度だったかの検証を行うことが出来ない。本来は、休止中の事業に関する資料は、事業再開の可能性が残されている限り保存すべきである。</p> <p>イ 用地幅杭について【指摘事項】</p> <p>当該用地について現地を確認したところ、年数の経過により幅杭は確認できず県有地の境界が分からない状態であった。県有地がはっきりとわかる様に定期的に管理することが必要である。</p> <p>ウ 抵当権の抹消について【指摘事項】</p> <p>当該用地の登記事項証明書を確認してみたところ、抵当権が設定されたままの状態であった。鳥取県県土整備部公共事業用地事務取扱要領第18条によると、所有権以外の権利の登記の抹消</p>	<p>8のアと同様である。</p> <p>当該用地に管理上必要な境界杭を平成24年度中に設置した。</p> <p>用地境界杭は、工事施工の支障となることがあるため、工事完了直前に設置することとしていたところ、当該用地は、境界杭が未設置のまま長期間工事着手していなかったことから、用地取得の範囲が不明確となったものである。</p> <p>再発防止のため、今後は、長期未着工用地等管理要領に基づき、事業を休止する見込みとなった段階で境界杭を設置し、不法投棄及び不法占有の防止等のための対策を行い、適正に管理を行うこととした。</p> <p>「鳥取県県土整備部が施行する公共事業に伴う用地事務処理要領」が制定された平成2年時点で、「戦前に設定され、債権額が少額であるもの」のうち条件を満たすものについては、所長の決裁により抵当</p>

<p>が必要な契約に係る補償については、その登記の抹消を確認した後ではなければ、補償金を支払ってはならないとされており、抵当権が残ったままの状態には問題がある。今後は登記事項証明書等を確認し、権利の抹消を確認したうえ補償金を支払うことを徹底されたい。</p> <p>エ 事業休止に伴う用地について【指摘事項】</p> <p>事業休止時において、当該土地の取り扱いを当然検討すべきであったが、そのような検討も十分に行われていなかった。そのため、本来田の機能を有していた土地が、時間の経過とともにその機能を有しない土地になってしまった。今回のように用地取得後すぐに事業が休止された場合には、売却を含めた活用策を示すことが求められる。</p>	<p>権の登記の抹消前に所有権移転の登記を行うものと定められていたため、平成11年の土地売買契約当時に、昭和21年の債権1,460円を原因として昭和22年に設定された当該抵当権にもこれを誤って適用したことが原因ではないかと推測される。</p> <p>抵当権を設定している債権者（農業法人）は昭和24年に清算の登記がなされ、現在、その清算人全員が死亡し抵当権の実行の可能性が低いこと及び元の所有者も平成16年に死亡しその親族も自費で抵当権解除する意思はない。</p> <p>また、県と元の所有者で交わした土地売買契約書では、売り主が所有権以外の権利を抹消することとなっており、入札により売却するため司法書士に依頼して抵当権を抹消する必要が生じた場合を除き、県が費用を負担して抵当権解除を行うことはしないものとする。</p> <p>再発防止のため、各総合事務所県土整備局に対し、チェック体制を再確認し、強化等に必要の見直しを行うよう平成24年4月に文書により注意喚起するとともに、指摘を受けた西部総合事務所県土整備局では、支払時に登記事項証明書により所有権以外の権利が抹消されていることを確認するよう職員に徹底した。</p> <p>公共事業予算の削減の中、平成12年度に当初のバイパス計画を変更して交差点部分の現道拡幅及び線形改良工事を実施し事業を終了したにもかかわらず、当該バイパス事業用地の取扱いを検討しなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、今後、長期未着工用地等管理要領に基づき適切に管理することとした。</p> <p>なお、当該未利用地は抵当権が設定されたままであり、今後、不用用地として、登記抹消費用と売払価格との比較を念頭に、農地としての売却の可能性、元所有者の買戻しの可能性も含め、今後の処分又は利活用を検討することとした。</p>
<p>17 主要地方道阿毘埴菅沢線</p> <p>ア 書類の整備について【指摘事項】</p> <p>用地取得に関する契約書は保存されているものの、測量及び設計など、その他の事業に関する書類の保存がなされていない。長期未着工等用地に関しては利活用又は処分などが完了するまでの間は関係書類の保存を行い、後任者への引継ぎを確実に実施すべきである。</p>	<p>長期事業休止等用地の関係書類の保存について明確に定めておらず、事業に関する書類の一部を、10年の文書保存期間を経過したとして廃棄したことが原因である。</p> <p>なお、測量及び設計、用地交渉日誌は保存されていることが確認された。</p> <p>再発防止のため、平成24年6月に制定した長期未</p>

<p>イ 今後の方針について【意見】</p> <p>当初のバイパス計画についての資料が保存されていないため、当初步業の予算規模等については明らかにならなかったが、当初の予定は、交通量その他の観点から考えて、事業規模が大きすぎたのではないかと考えられる。山あい道路を通す計画であったことから、当初は橋の建設も予定されていたが、予定ではかなりの高さの橋の建設が必要であり、その経済性については疑問が生じる。そのため、事業休止の判断が下されたのは妥当な判断と考えられる。財政難のなか今後この事業の再開はほぼ見込めないことから、当該土地に関する今後の方針についての検討を行うことが望まれる。</p>	<p>着工用地等管理要領に基づき長期未着工用地台帳に掲載した用地に関する書類は、その利活用又は処分等が完了するまで保存することとした。</p> <p>公共事業削減のなか、事業計画の見直しを行い、平成22年度から現道拡幅による道路改良を実施したことにより、バイパスに比べ線形は劣るが、2車線を確保することにより路線バスも安全に通行が可能となることから事業休止としたものである。</p> <p>現道の拡幅改良は、平成25年度に完成予定であり、休止しているバイパス事業の用地は、今後、不利用用地として、日南町及び地元等とも協議しながら、利活用又は処分について検討を行うこととしている。</p>
<p>18 3-4-8号宮下十六本松線道路改良工事 不利用地の活用について【指摘事項】</p> <p>当該用地は、鳥取県土地開発公社が先行取得したものであり、県土整備部が平成7～8年に宮下十六本松線道路改良工事の修景施設の整備目的で用地取得しているが、活用することが困難となり、収用事案の代替地等として管理所有している状況で、不用の用地となっている。</p> <p>この資産は場所的にみて有効活用が見込まれる位置であり、行政財産として保有しているのは不適切であり、早期に普通財産に変更して売却すべきである。</p>	<p>指摘を踏まえて、当該用地を普通財産に変更した後、平成24年5月に入札及び契約を行い、売却した。</p>
<p>19 (主) 米子境港線地方特定道路整備事業 不利用地の売却について【指摘事項】</p> <p>当該土地が不利用地となった経緯については、米子空港滑走路延長事業に伴う道路計画に関するものは発見されなかった。現状において、当該土地は有効に活用されていない状態であるので、売却に向けた対策を十分にとることが必要である。</p> <p>また、当該土地が県有地であり、また現在未利用の状態であることを看板等により明らかにし、購入希望者を募るなどの工夫により、早期に売却すべきである。</p>	<p>当該用地は、平成20年に米子空港滑走路延長事業に伴う道路形態の変更により不利用地となったものである。</p> <p>現在、米子市に対して払い下げの希望の有無を確認しているところである。米子市が払い下げを希望しなければ、当該用地を普通財産に変更した後、一般競争入札による売却を行うこととしている。</p>